

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

第1回定例会

東京都台東区議会会議録

〈第3号 令和8年2月17日（火）〉

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年  
第 1 回定例会 東京都台東区議会会議録（第 3 号）

○2月17日（火）

（以下敬称略）

出席議員（31名）

1 番	石 原 喬 子	2 番	大 浦 美 鈴
3 番	拝 野 健	4 番	弓 矢 潤
5 番	大 貫 はなこ	6 番	中 村 謙治郎
7 番	吉 岡 誠 司	8 番	高 橋 えりか
9 番	鈴 木 昇	10 番	村 上 浩一郎
11 番	岡 田 勇一郎	12 番	田 中 宏 篤
13 番	松 村 智 成	14 番	中 澤 史 夫
15 番	青 鹿 公 男	16 番	本 目 さ よ
18 番	風 澤 純 子	19 番	伊 藤 延 子
20 番	望 月 元 美	21 番	石 川 義 弘
22 番	松 尾 伸 子	23 番	寺 田 晃
24 番	早 川 太 郎	25 番	富 永 龍 司
26 番	中 嶋 恵	27 番	秋 間 洋
28 番	高 森 喜美子	29 番	石 塚 猛
30 番	太 田 雅 久	31 番	小 坂 義 久
32 番	青 柳 雅 之		

欠席議員 な し

欠 員（1名）

出席説明員

区 長	服 部 征 夫	副 区 長	野 村 武 治
副 区 長	梶 靖 彦	教 育 長	佐 藤 徳 久
技 監	赤 星 健太郎	企 画 財 政 部 長	関 井 隆 人
用 地 ・ 施 設 活 用 担 当 部 長	越 智 浩 史	総 務 部 長	小 川 信 彦
危 機 管 理 室 長	杉 光 邦 彦	区 民 部 長	前 田 幹 生
文 化 産 業 観 光 部 長 兼 産 業 振 興 担 当 部 長	上 野 守 代	福 祉 部 長	三 瓶 共 洋

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

健康部長 兼台東保健所長	水田 涉子	環境清掃部長	遠藤 成之
都市づくり部長	寺田 茂	土木担当部長	原島 悟
会計管理室長	内田 円	教育委員会長 教務局長	佐々木 洋人
生涯学習推進 担当部長	吉本 由紀	企画課長	川田 崇彰
財政課長	高橋 由佳	区長室長	浦里 健太郎
総務課長	福田 健一		

---

#### 区議会事務局

事務局長	鈴木 慎也	事務局次長	櫻井 敬子
議事調査係長	吉田 裕麻	議会担当係長	女部田 孝史
書記	藤村 ちひろ	書記	岡田 侑
書記	関口 弘一	書記	塚本 隆二
書記	岡崎 一生	書記	遠藤 花菜

---

#### 議事日程

日程第1 一般質問

---

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 1時00分 開議

○議長（石川義弘さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第136条の規定により、

28番 高 森 喜美子さん                      29番 石 塚                      猛 さん

をご指名いたします。

---

○議長（石川義弘さん） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の発言通告がありますから、順次これを許可します。

30番太田雅久さん。

（30番太田雅久さん登壇）（拍手）

○30番（太田雅久さん） 令和8年第1回定例会一般質問に当たり、区長と教育長に質問いたしますので、よろしくお願いします。

区議会自民党の太田でございます。

冒頭、暮れ、また年明けに青森県東方沖や島根県東部で発生した地震、また、日本各地で起きた山火事などの自然災害において被害を被った方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を祈念しております。自然災害に向けて準備を怠りなくしなければならないと改めて強く感じた次第であります。区民の皆様にもいま一度備蓄品や非常食の確認をしてもらいたいと思っています。

さて、1月27日公示、2月8日投開票で行われた第51回衆議院選挙では、二党連立与党で352議席確保という歴史的な結果で幕を閉じました。論語の教えの中に、勝ってもおごるなという基本的な精神がありますが、こういうときこそ謙虚に、忘れずに、輝かしい日本の将来のために粉骨砕身頑張ってもらいたいと思っています。

それでは質問に入ります。初めに、財政についてお尋ねいたします。

国の財政政策を見ますと、デフレ脱却を確実なものにするために、責任ある積極財政が力強く進められています。一方、台東区の財政状況は、足元を見ると、まだまだ手放しで楽観できる状況ではないと感じています。令和8年度の当初予算が1,532億円と、これまでの予算を大きく上回り、一息に1,500億円を超える非常に大きな予算編成となりました。特別区民税は約282億円で、対前年度比12.4%の増、特別区交付金は363億円と対前年度比7.7%の増と、いずれも大幅な増収となっています。ここだけを見ますと、景気の好循環の影響とも受けることができます。

また、歳出に目を向けると、義務的経費である人件費や扶助費が引き続き増加傾向にあります。加えて、特徴的なのは投資的経費でしょう。投資的経費の合計額は約285億円で、令

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

和7年度の120億円と比較して2.5倍近くもの上昇となっています。これは、新たな施設整備に伴う増のほか、建設費の高騰も多分に影響しているものと推測されます。また、年々上がり続ける物価と人件費上昇の波は歳出予算全体を大きく押し上げており、このコスト高が区財政をも直撃しているわけでもあります。そのため、今回の当初予算の特徴でもあります。基金の取崩しは一般会計全体で201億円と、私も今まで経験のない過去最大の額となっています。子育て家庭への切れ目ない支援や高齢者や障害者へのサービスの充実、災害対策の強化など、各分野で積極的な予算措置が行われたことは評価いたしますが、増収による財源確保以上に、それをはるかに上回るスピードで増加する財政の対応を迫られるという、非常に困難な予算編成だったのではないかと推測されます。

これまで本区では、このような税制不足に対して起債を発行するほか、今回の措置のように、それまでに積み立てた基金を積極的に活用することで対応してきました。基金については、今定例会に提出された補正予算で約84億円の積立ても行われており、そのうち公共施設建設基金には約76億円が積み立てられていて、これは8年度以降の施設整備や大規模改修への備えであると理解をしています。

令和8年度末の基金残高の見込みは、公共施設建設基金が約163億円で、財政調整基金が95億円、一般会計全体では447億円と、一定の残高は確保できているようです。しかし、7年度末の残高が634億円であることを考えると、1年で3割も減少することや今後も大規模な施設整備が続く見込みがあること、また、国において不合理な税源偏在税制措置が具体的に検討されていることを考えると、今後、基金残高をどのように維持し、活用していくかは、ますます重要な課題であると考えています。

そこで、区長に質問いたします。令和8年度予算は、歳入増を大きく上回る歳出となりましたが、今後の財政見通しをどのようにお考えでしょうか。

また、継続する物価高や今後起きる様々な行政需要や不透明な歳入動向を踏まえ、今後基金をどのように維持し、また活用していくのか、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、DX人材の育成と確保についてお尋ねいたします。

周知のとおり、国は急激な人口減少への対応として、デジタル技術を最大限に活用することで公共サービスの維持・強化を図ることとしており、教育や子育て、医療や介護など、様々な分野でDXを推進しています。本区においてもDXを強力で押し進めているため、昨年新たに台東区DX推進会議を立ち上げ、全庁で取組が加速していると伺っており、しっかり対応していることに安堵しています。しかしながら、本区の対応すべき課題は山積し、行政需要はますます増大しています。

そうした中、特別区の採用試験の受験者は、平成30年以降減少傾向にあります。幸い本区の職員数は今のところ微増していますが、近い将来、他地区同様、減少に転じゆくものと考えています。仮にそうなったとしても、区として限られた職員で持続的に発展していかなければならず、そのためには全力でDXを推進していく必要があります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私は、その推進に当たって、組織体制の整備やデジタルツールの導入はもちろん重要であります。それ以上にDXに取り組む人材の育成や確保が重要であると考えています。職員一人一人がDXの必要性を理解し、デジタル技術の活用を前提とした事業が庁内に広がっていけば、職員の意識はデジタル思考に切り替わり、おのずと推進されていくことと思っています。しかし、それは容易でないことは承知しております。AIやRPA、BIツールなど様々なツールがあり、それぞれの用途を理解し、一定の技術を習得する必要があります。現状では、日常業務を抱える中で習得に充てられる時間は限られていますので、取り組むためのモチベーションを向上させる工夫も必要だと思います。

昨年、企画総務委員会の視察で訪れた神戸市では、職員の育成はもちろんであります。民間企業等で一定の経験を有する人材の登用を積極的に行い、業務改革を進めているとお聞きいたしました。職員の育成に加え、専門的な知識を持つ外部人材を活用していくことも重要であると考えています。

本区では、現在様々なメニューの職員研修や新たに創設したDX推進サポーターの育成など、人材育成に努めていることは承知しております。

そこで質問いたします。DXの推進は、それに取り組む人材の育成や確保が大変重要であると考えますが、今後どのような取組を基に進めていくのか、区長の所見をお聞かせください。

次に、上野のまちづくりについてお尋ねいたします。

上野は世界に誇れるまちであります。長い歴史と文化を有し、広大な上野公園の森と緑があり、国内有数のターミナル駅を抱え、中央通りやアメ横をはじめとした活気ある商業の集積地でもあります。これほど多様で魅力的な都市資源がこれほど近い距離に凝縮されている場所は、他に類を見ないと確信をしています。

昨年、寛永寺は創建400年を迎えました。江戸以来の歴史があり、明治に日本初の公園として整備された上野の森を中心に、動物園や藝大、世界に誇れる文化施設が徒歩圏内に集積していることは、上野ならではの大きな強みであります。その上野の都市基盤をこうした価値や魅力に込められる形に、さらに力強く進めていかなければならないと考えています。しかし、道路や駅前空間、歩行者の動線、公園とまちのつながりや防災面での備えなど、人中心のまちづくりという視点で見ると、まだ課題が残っていると感じています。

私は、上野のまちづくりにおいては、単なる開発ではなく、人中心の視点に立った都市空間の再生が不可欠であると今まで述べてまいりました。特に中央通りは上野のまちの骨格を形づくる重要な都市軸であり、車中心の通りから人が歩き、滞在し、回遊できる空間へと展開していくことが上野全体の魅力を高めるキーポイントだと考えています。

また、これからのまちづくりでは、緑と防災の視点も欠かせないと考えています。上野公園の森を起点に街路樹や公園空間の緑をつなげていくことで快適性を高めるとともに、暑さ対策や災害の安全性の向上にもつながる、これは上野らしい品格のあるまちをつくる上でも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

重要であります。

さらに、上野はJR、東京メトロ、京成電鉄といった複数の鉄道事業者が集まる、国内でも有数の交通の結節点であります。しかし、駅とまち、公園と市街地、地上と地下のつながりなど、分かりにくい面も残っています。鉄道駅を単なる通過点ではなく、まちや森へ自然につながる都市空間として整えていくことが上野のまちづくりの核心であるとも考えています。

このような課題意識の下、本区では、中央通りでのウォーカブルな社会実験をはじめ、駅前の一等地に位置するエントランス街区において、再開発に向けた検討が進められてきました。このエントランス街区は、上野駅周辺の顔となるだけではなく、上野と浅草をつなぐ動線としての役割など、極めて重要な開発になると考えています。

また、都内を見渡せば、他のターミナル駅周辺では大規模な再開発が進んでいます。しかし、私は、上野は他の開発と同じものを目指す必要はなく、歴史や文化、森、交通結節点という上野ならではの強みを生かし、そこに暮らす方、また訪れる方など、人を大切にするまちづくりを進めていけば、ほかにはない価値を持つ上野らしいまちになるはずであります。

その意味で、区長が上野のまちづくりビジョンの実現に向けて、粘り強く精力的に取り組んでこられたことに感謝をし、また高く評価をいたしたいと思います。特に来年度予算において、上野地区のまちづくり関連予算が2億8,000万とされ、前年度から1億円増加されたことは、将来を見据えて取組を進めていこうとする強い意思の表れであり、今後大いに期待をしているところであります。

まちづくりには、短時間で結論を出すことができないテーマが多くあります。だからこそ上野のように多くの資源と可能性を持つまちでは、段階を踏みながら、不断に取組を重ねていく姿勢が重要であると考えます。これまで積み上げてきた取組を土台として、上野地区まちづくりビジョンを実効あるものとしていくために、今後、もろもろ述べた取組の重点化や進め方をどのように整理していくのか、また、関係者と連携をしながら、段階的にどのように次計とつなげていくのか、区長のお考えをお聞かせください。

最後に、中学校副校長の業務改善についてお尋ねいたします。

小学校施設を利用してスポーツや文化活動を実施するために、学校の学区域を中心に昭和51年より順次コミュニティ委員会を発足させ、地域に根差したグループとして、これまで活動を続けています。学校に負担をかけないように、委員会の会長や運営委員長を中心に、活動を通し、地域のお祭りへの協力、学校周辺の清掃活動、コミュニティまつりや交流大会への参加、情報誌「コミュニティ台東」の発行など、地域貢献を目的に様々な活動やイベントを行っています。初の発足となった松葉小地区コミュニティは、今年で50年目を迎え、発足当初と変わらず、地域の核として、引き続き活発な地域活動を継続しています。

一方、中学校では学校開放という形式を取り、利用者のグループがそれぞれ日程を副校長に提出し、それを副校長が表にまとめ、調整をすることになっています。本来、副校長の職

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

務は、学校長を補佐し、学校経営の中核として校務全般を統括・調整することであり、言わば学校の要である立場の先生が、学校経営とは別に学校開放の事務までやるのは、働き方改革の上でも改善しなくてはいけないと思っています。副校長を通さず学校開放が可能となるような、コミュニティ委員会が担っている施設利用の調整機能を見合うシステムを導入するなど、中学校副校長の業務の改善を図るべきと考えていますが、教育長の所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第1、財政についてお答えいたします。

まず、今後の財政の見通しについてです。

歳入については、納税義務者数の増や雇用・所得環境の改善などにより、一般財源が堅調に推移をしています。しかしながら、国において、さらなる税源偏在是正措置として、地方法人課税や特別区の土地に関わる固定資産税について、見直しの方針が示されるなど、先行きは不透明です。

一方で、今、太田議員ご指摘のとおり、歳出では建設費が急騰している中で、今後も複数の施設整備や大規模改修を予定しているほか、子育て支援をはじめとする福祉施策の充実や災害対策の強化など、行政需要は増大をしています。加えて、物価高騰や賃金上昇等が予算規模を押し上げており、この傾向は今後も継続するものと見込んでいます。そのため、現時点では一定の基金残高を確保するなど必要な財政力を維持しておりますが、区財政は今後厳しい状況に置かれる可能性があるかと認識しています。

次に、基金の維持・活用についてです。

基金については、令和7年度は、特別区税や特別区交付金をはじめとする一般財源の増収見込み分などを積み立て、令和8年度以降の財政需要に備えることができました。引き続き、今後の様々な行政需要を見据え、増収分は確実に基金へ積み立てるなど、一定の残高を確保してまいります。

また、一般財源の先行きが不透明な状況にあっても、必要な取組は着実に推進していかなければなりません。そのため基金残高や財源の見通しなどを十分見極めるとともに、これまで培ってきた財政の対応力、これを生かし、計画的に基金を活用してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私からご質問の第2、DX人材の育成と確保についてお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

D Xの推進のため、人材の育成・確保が重要であることは、区としても認識しています。そのため、人材の育成に当たっては、意識啓発や技術の習得に向けた様々な研修を実施しているほか、来年度にはモチベーションの向上を図り、取組を促進するため、D Xに関する表彰制度を創設します。D X推進サポーターについては、現在養成研修を終え、定型的な業務等においてB P Rを実践しています。引き続き、区のD Xを牽引する人材として育成を進めるとともに、今後、さらなる増員を図ってまいります。

また、人材の確保に当たっては、I C T職の採用のほか、（仮称）北上野二丁目福祉施設での情報システム整備に向けて、G o v T e c h東京パートナーズ制度を利用し、専門人材を活用しています。さらに、計画的かつ着実に進めていくため、今後、D X人材の育成・確保に関わる方針の策定に取り組んでいきます。引き続き、D Xを強力に推進し、多岐にわたる行政課題に迅速かつ的確に対応してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私からご質問の第3、上野のまちづくりについてお答えいたします。

上野地区まちづくりビジョンに掲げる将来像の実現のためには、地域や関係機関等と連携した取組を着実に積み重ねるとともに、まちづくりの進捗に応じて段階的に、より具体の検討を深めていくことが重要であると、区としても認識しています。

都市空間の再編の中核となる都市基盤の整備は、まちづくりの根幹をなすものであり、公共空間の質の向上や森、駅、まちの連続性の確保などは、上野の将来像を形づくる上で欠かせない要素です。

一方で、これらは区が単独で整備できるものではなく、地域、鉄道事業者、行政機関等が緊密に連携し、共通認識の下で進めていくことが不可欠であり、実現に向けた取組は中長期にわたります。そのため、上野地区まちづくりビジョン推進会議を中心とした協議の場を通じて、都市空間の将来像や方向性、その実現に向けた取組などを共有し、合意形成を図りながら、計画的にまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

こうした考えの下、このたびビジョン推進会議にて台東区発足80周年や銀座線開通100周年に当たる令和9年に都市空間の再編に向けた構想の策定を目指すことを共有したところでございます。引き続き、区は関係者の合意形成を下支えする立場として、都市基盤の整備や国際競争力を高める都市機能の誘導に向けた検討を着実に進めていくとともに、関係者間の調整に丁寧に取り組んでまいります。

これらの取組を通じて上野が持つ歴史、文化、緑、交通結節点などの強みを生かした人中心の魅力ある都市空間を創出し、東京を代表する国際都市として、地域の価値・魅力をさらに高めてまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 教育委員会事務局次長。

（教育委員会事務局次長佐々木洋人さん登壇）

○教育委員会事務局次長（佐々木洋人さん） 私からご質問の第4、中学校副校長の業務改善についてお答えいたします。

現在、学校開放事業では、学校教育に支障のない範囲で地域への開放を実施するため、受付及び日程調整を副校長が担っているところです。しかしながら、円滑な学校運営を実施するための日常業務において、調整業務が負担になっていることは十分認識しています。中学校長会からも学校開放に関する負担の軽減や業務の効率化の要望が上がっており、教育委員会では、他自治体の取組状況を調査してきたところです。

それらを踏まえ、今後は施設の利用について、システムの導入を検討するなど、副校長の業務の改善に取り組んでまいります。

○議長（石川義弘さん） 23番寺田晃さん。

（23番寺田 晃さん登壇）（拍手）

○23番（寺田 晃さん） 台東区議会公明党の寺田晃でございます。令和8年第1回定例会におきまして、会派を代表して一般質問させていただきます。区長におかれましては、積極的なご答弁を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、多文化共生社会についてお伺いします。

本年は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法のいわゆる人権三法と言われる、差別を解消するための法律が施行されて10年の節目となります。さらには、国連障害者権利条約採択20年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定25年など、人権に関する大きな節目の年を迎えました。

ところで、台東区に目を向けてみますと、区内の外国人人口占有率の状況ですが、直近の本年1月1日現在2万1,346人、9.8%と、1割に間もなく届くところまでになってきております。私の地元町会でも役員不足、マンパワー不足の中、外国人の町会員の方にも可能な限り様々な行事や役員など、ご協力をいただいているところであります。

一方、平成31年の世界人権宣言採択70周年の際には、一般質問にて人権条例の制定など質問させていただきました。機運の醸成をますます推進していただきたいところでありますが、その際、区内では様々な団体から構成される台東区人権条例制定を求める懇談会が結成され、青柳議員ほか複数の議員の皆様とともに参加させていただき、本日までで懇談会も13回を重ねております。この懇談会は、台東区に対し、行政意見交換会も併せて開催し、条例制定の進捗確認やヘイトスピーチ対策及びモニタリングや人権啓発、教育の強化を要求しながら、令和3年3月より7回の開催を重ねております。

一方で、会派では、区長に提出しております予算要望にて、区民と在住外国人との交流会の実施や多文化共生サポーター登録制度、区民とマッチング支援など要望を行っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

最近では世界の思想が分断と対立の懸念がささやかれる中、このたび来年度の男女平等推進プラザの機能強化では、人権意識とともに多文化共生の醸成に大いに期待をさせていただくところであります。外国人相談窓口の開設、情報コーナーや活動交流コーナーの充実、展示コーナーの新設や団体活動スペースの設置、多文化共生推進サポーターの積極的活用など、わくわくする事業が始まります。可能ならば、多文化共生の交流会では、サポーターのご参加やZ o o mでのリモート参加、人権映画の上映会、時にはゲーム大会、さらには交流会の区内各地でのサテライト開催など、共生の機運を区内全域に広く深く広まる仕組みを、機能強化をきっかけにつくっていただければと考えます。

そこでお伺いします。人権三法10周年など節目の年に当たり、多文化共生の機運醸成の大きな転換期となるよう、男女平等推進プラザの機能強化につき、在住外国人との理解促進のために充実した仕組みづくりを行うべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

次に、北部地区のまちづくりについてお伺いします。

昨年暮れの第4回定例会にて北部地区まちづくり推進についての報告がありました。まちづくりの方向性については大きく3点上げられ、既存ストックの活用や生活利便機能誘致などの魅力向上、住み続けたくなる住環境づくり、安全な市街地形成でありました。そして、今後の展開については、不燃化促進や簡易宿所転換助成とともに空き家・空き店舗活用の強化やエリアイノベーションに取り組みながら地域の魅力向上を図り、清川二丁目プロジェクトの整備と連携し、にぎわいを広げながら、多様な世代が安心して住み続けられるまちの実現を目指すとのことでした。

今月発表となりました来年度予算案では、イノベーション型まちづくりの推進として、空き家・空き店舗活用に関する助成やマッチングの促進、新たな交通手段の検討など、期待をしております。さらに、先日の区長所信表明でのイノベーションパートナー制度も、物件所有者や出店希望者との新たなマッチング支援として、併せて大いに期待しておりますが、これらの取組を着実に進めていただければと懇願いたします。

一方、都市計画マスタープランに掲げる将来像では、このほか周遊の充実や隅田川の親水性の向上、スーパー堤防の整備、緑の創出もうたわれており、引き続き推進していただければと存じます。

清川二丁目プロジェクトというにぎわい・交流に資する地域交流機能の新たな拠点が出来上がる際、つまりは五、六年後が想定されるときには、拠点周辺や、さらには区内全域ににぎわいが広がる周遊の拠点づくりなどの環境整備につきましても、同時進行で強力に進めていくべきと考えます。あわせて、産業研修センターやたなか多目的センター、三ノ輪福祉センター、さらには山谷堀公園などの区有施設、公共空間につきましても、それぞれのリニューアルなど、地域の皆様から多くの期待とともにお声をいただいているところであります。特にたなか多目的センターでは、温水プール付ミニスーパー銭湯を含めた複合施設などのご要望もいただいているところであります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこでお伺いします。北部地区のまちづくりにつきまして、今後どのような視点や考え方で取り組んでいかれるのか、区として基本的な方向性について、区長のご所見をお伺いします。

次に、地域住民との共存を図る適正な宿泊事業の推進についてお伺いします。

戸建て住宅やマンションなどの空き室を利用し、有料で宿泊サービスを提供する宿泊事業ですが、新型コロナウイルス感染症の発生時には、経済の急ブレーキとともに休止や閉鎖となる事業者が大半でありました。以降、現在では徐々に回復し、観光客の増加に伴いコロナ前の活況を要し、本区では、令和8年2月6日現在、住宅宿泊事業件数は1,349件、旅館業件数は1,014件となっております。

件数が増える中、私の地域でも周辺住民の皆様からトラブル、苦情のご相談をこれまで多数承ってまいりました。携帯地図を頼りに宿泊先を訪問のため、同番地の個人宅に昼夜問わずのインターホン訪問に、毎回の道案内をはじめ、ルールを守らない迷惑なごみ出し被害、夜間の大声の会話や音楽鑑賞、玄関先や周辺住民の敷地内での喫煙など様々です。管理人の力不足か、迷惑被害は利用者が替わるたびに発生し、周辺住民で力を合わせて一つ一つ対応しております。

その一方で、優しい地域住民の方々の中には観光客の羽目外しと寛容のお心で見守られて我慢をされていらっしゃるケースも少なくないと存じます。決して地域の方々は、全ての宿泊事業を反対しているわけでもなく、ルールをしっかりと守っていただきながら、地域をにぎわせていただけるならと感じているものと存じます。

地域の皆様からは、対応策として幾つかご提案をいただきました。児童を守るためにも、学校から200メートル以内における宿泊事業の禁止や公園周辺での事業の禁止、喫煙室の義務化、地域事情の受入れ対応のため、事前周知は30日前までに実施。また、その際に、様々確認のため、台東区への提出書類の添付、住民説明会の義務づけ、管理人宿泊の厳格化、宿泊施設の玄関に届出番号または認可番号や管理者と物件持ち主の住所・連絡先の掲示。なお、集合住宅などの1室の場合は、建物入り口の外壁部に掲示。掲示の徹底で無届け及び無認可施設の認識の上、指導も可能となります。さらには、事業者の町会加入の推進、営業状況により行政処分の執行などご意見を頂戴しました。良好な周辺住民との関係を構築しつつ、宿泊利用者の快適な台東区での思い出となるよう、規制の強化も含め、環境づくりを行うべきと考えます。

そこでお伺いします。宿泊事業について、地域との良好な共存関係の確立のため、地域住民との様々なトラブルを解消し、円滑な営業管理を行うべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

次に、商店街活性化支援についてお伺いします。

商店街がもっと楽しくなる面白ガイド「台東にこまる」も先月、第16号の佐竹商店街振興組合様の冊子が発行されました。この「にこまる」は、文字どおり、にこにこした商店

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

主などの笑顔が地域に丸く広がる商店街の魅力や集客の核となる店舗が持つ自慢の逸品を紹介するフリーペーパーとして2018年10月から発行され、台東区には現在、このように地域社会や来街者、観光客を支える魅力的な106の商店街が、物価高騰が続く中、奮闘をいただいております。

一方、台東区では、産業振興の新たな指針としてTAITO COMPASSを昨年3月に策定し、地域産業を活性化していく、主役は事業者としながら、事業者と区が一丸となって進むことを前提とし、事業者の本気の思いが集まり、つながり、にぎわいをつくりながら、事業者も訪れる人も誰もが心が動き、わくわくするまちと期待も大きい指針となっております。その中で、商店街に対しては、こうありたい未来とともに、未来へのステップは描かれながら、地域の仲間を増やし、多様な主体とイベントを実施、魅力を高め、集客力を上げ、地域課題に協力して魅力を広く発信との台東区らしい未来像が上げられております。

これまで本区では様々なイベントが展開されてきました。さきの未来像のヒントとなり得るようなイベントとして、したまちフードフェス in たいとう、どんぶりグランプリや恒例となりました酔いの宵などがそれに相当するものと感じます。それぞれの持ち味を生かしながら盛況に開催され、新たな出合いやつながりが毎回構築されております。それぞれの商店街の魅力を発信しながら、「にこまる」片手に、さらに区民や来街者が一緒にわくわくするようなイベントの推進を行うべきと感じます。

そこでお伺いします。さらなる商店街活性化のため、来年度は区政80周年や世界遺産10周年、花の心プロジェクト10周年など節目多き年度を迎えますが、今後の商店街活性化の起爆剤となるような、区が区内の商店街同士をつなぎ、区内の商店街を回遊できるような取組を実施していくべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

あわせて、商店街の空き店舗活用支援についてお伺いします。

さきに触れたTAITO COMPASSにおける商店街の未来では、人が集まり、人がつながる拠点として、やはり会員店舗数の維持・増加が必要と考えます。これまで本区の空き店舗活用支援事業でのマッチングについては、TOKYO商店街空き店舗ナビを区ホームページ上でリンクしながら、利用者自身で物件を確認、手続をと進める形を取っており、私自身も複数の方から空き店舗活用のご要望をいただき、この空き店舗ナビも確認しましたが、タイミングの問題か、なかなか契約にたどり着くことはできませんでした。そのような中、先日発表となりました新たな中小企業の魅力創出發信事業にて北部地区のマッチングを促進し、空き店舗等の活用支援も期待するところであります。いずれにしましても、昨年の大河ドラマの効果もあり、本区が注目を高める中、商店街空き店舗活用支援事業を効果的に実績につながるよう強化させるべきと考えます。

そこでお伺いします。今こそにぎわいを展開させるため、商店街空き店舗活用支援の活用がより進むよう事業を強化させるべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

続いて、自転車安全利用促進についてお伺いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本年4月1日より、自転車などの軽車両の交通違反に対し、交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入となります。対象年齢は16歳以上で、自転車が対象の反則行為は、携帯電話使用や保持、信号無視、信号場所一時不停止など113種類あり、反則金は、携帯使用や保持は1万2,000円、信号無視は五、六千円、通行区分違反は6,000円、飲酒運転は50万円以下もしくは3年以下の懲役となっております。

台東区内の自転車に関する交通事故の状況ですが、令和6年の自転車関与事故件数は323件で、対前年3件の減少となりましたが、死傷者数は対前年11人増加となりました。負傷者を年齢層別に見ますと、65歳以上が77人と最も多く、次いで50歳代が50人となっております。自転車の違反状況ですが、交差点安全進行違反が64件と最も多く発生しております。

台東区は、昨年の第4回定例会にて、誰もが安全安心に自転車を利用できる環境づくりを目指した台東区自転車活用推進計画の中間のまとめが報告されました。「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」の4つの基本方針を立てながら、通行空間の整備、放置自転車対策や駐輪環境の充実、ルール・マナーの啓発、自転車利用の環境整備と、それぞれしっかりと確立できれば、区内の安全利用も万全になると実感いたします。

その一方で、好評につき開催中の区民対象自転車安全利用講習会ではありますが、自転車に関する道路交通法の改正が進む中、区民の皆様からも、もっと気軽に参加できるようご要望をいただいているところであります。安全利用促進はもちろんのこと、多様な利用者に向けたルール・マナーの啓発のため、さらには4月から導入の交通反則通告制度の認識のためにも、区民のご要望に応えるべきと考えます。

そこでお伺いします。多様な利用者に向けたルール・マナーの啓発のため、区民対象の自転車安全利用講習会につき、より気軽に参加できるよう、幅広い世代が交通ルールを学ぶ機会を増やす工夫を行うべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

また、活用推進計画の中で計画的な自転車通行空間の整備や維持・管理を適切に実施とあり、先日発表となりました来年度予算では、自転車通行空間の整備として、今後10年間で約30キロメートルの自転車ナビマーク・ナビライン等の自転車通行空間を整備とありました。安全利用促進として大変期待しているところでありますが、道路交通法の改正が進む中、区民から交通ルールを守るため、車道での駐車違反对策や様々な道路環境の整備を強く求められています。

そこでお伺いします。自転車の安全安心な利用のため、今後どのように自転車通行空間の整備を進められるのか、区長のご所見をお伺いします。

最後に、住宅確保要配慮者の入居支援についてお伺いします。

高齢者や障害をお持ちの方など、現在お住まいの住宅の立ち退き要請や生活状態の変化など、様々な理由から新たな住まいの確保が困難な、いわゆる住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居相談が長年にわたり続いております。国土交通省のデータでは、単身の高齢者世帯は増加傾向にあり、高齢者人口がピークを迎える2040年には900万世帯に迫る見通しとのこと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、要配慮者の方が賃貸住宅に入居することがますます困難になるばかりと推測されます。

その一方、同省の調査では、高齢者や障害者の入居に拒否感を示す賃貸住宅の大家さんは約7割に上るとのこと、入居後の家賃の支払いや亡くなられた後の対応などについての不安が多いことが大きな理由に上げられています。

これらを踏まえ、国では、見守りや安否確認機能がついた賃貸の居住サポート住宅が創設され、幾つかの自治体では既に供給が始まっているそうです。本区では、平成31年1月より居住支援協議会をいち早く立ち上げ、住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口や高齢者等住み替え居住支援、高齢者等家賃等債務保証などの様々な支援を行ってまいりました。昨年からは、協力不動産店向けに居住支援セミナーを開催しながら、区内の民間賃貸住宅の契約締結に対し、奨励金を交付する高齢者等入居促進啓発事業も始めながら、台東区方式として居住支援を推進しております。この入居促進啓発事業については、今年度から始めた取組であり、事業効果は今後表れてくるものと考えますが、現時点では十分な実績が上がっているとは言い切れない状況もあり、要配慮者にとりましては一日も早く解決を望むものであります。

そこでお伺いします。こうした国の動きや国の取組状況を踏まえ、住宅確保要配慮者の入居支援について、国の制度の活用や既存事業の進め方の工夫を含め、今後区としてどのように取組を進めていくのか区長のご所見をお伺いします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第2、北部地区のまちづくりについてお答えいたします。

北部地区は、空き家や空き店舗など既存ストックを多く抱える一方で、近年は若年層の流入や、あるいはマンション建設の増加など、地域構造に変化が見られるエリアであると認識しています。こうした変化に対応するため、生活利便性の向上や住環境の充実を図っていくことが重要です。

清川二丁目プロジェクトは、段階的に整備が進む事業であり、その進展に合わせて地域全体の魅力を高めていくことが重要であると考えています。このため空き家・空き店舗の活用を軸としたイノベーション型まちづくりを着実に進めるとともに、公共空間等の活用を含むエリアイノベーションを重ね、拠点整備と連動したにぎわいの広がりにつなげてまいります。また、新たな交通手段については、地域における移動の実態や交通需要を把握した上で、回遊性の向上とまちづくりの進展との関係を整備してまいります。

さらに、都市計画マスタープランには、寺田議員ご指摘のとおり、まちの質を高めていくための多様な取組が位置づけられています。こうした点についても地域の要望や課題を踏ま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

えながら、北部地区のまちづくりへの反映を検討してまいります。

あわせて、不燃化の促進については、これまで積み重ねてきた取組を継続し、安全で安心して暮らせる市街地の形成を図ってまいります。

将来を見通した視点の下、人口構成や市街地の変化を的確に捉えながら、より魅力あるまちになるよう、北部地区のまちづくりを着実に進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私からご質問の第1、多文化共生社会についてお答えいたします。

多文化共生の地域社会の実現のためには、言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し、誰もが地域社会の一員として活躍できることが必要と考えています。区では、これまで多文化共生の機運を醸成するため、多文化共生推進サポーター養成講座や文化施設を訪れるなどの交流会を実施しています。

今後、男女平等推進プラザの機能強化の一環として、多文化共生推進のための拠点を整備し、新たに外国人相談窓口の設置や外国人と日本人双方を対象とした多文化共生に関する情報提供や交流の場を設けます。さらに、民間団体の自主活動への支援や協働などを行ってまいります。

引き続き、日本人と外国人の相互理解をさらに促進し、多文化共生社会の実現を図ってまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 台東保健所長。

（台東保健所長水田渉子さん登壇）

○台東保健所長（水田渉子さん） 私からご質問の第3、地域住民との共存を図る適正な宿泊事業の推進についてお答えいたします。

区では、宿泊事業の開始前に管理者の常駐場所や区民からの苦情に即座に対応できる連絡先等、適正な管理体制について確認しています。また、事業開始後、不適正な運営の疑いがある場合は、職員の現地調査により業務実態の確認を行い、必要に応じて行政指導を行う等、トラブルの解消と事業の適正な運営の確保に努めています。しかしながら、特に住宅宿泊事業については、近年、届出件数の急増に伴い、苦情件数も増加しています。そのため施設の周辺環境に問題が発生していないか、現場の巡回確認を行っています。また、現在、委託業務を拡充することでトラブルの未然防止や発生時の早期解決を図り、区民や宿泊者が快適に過ごせるよう、体制の強化に向けた準備を進めています。

引き続き、区民の安全な生活環境の維持や宿泊者の快適な滞在環境の確保に向け、規制の強化も含め様々な観点から検討を進め、本区の宿泊事業が地域と共存できるよう努めてまい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 産業振興担当部長。

（産業振興担当部長上野守代さん登壇）

○産業振興担当部長（上野守代さん） 私からご質問の第4、商店街の活性化支援策についてお答えいたします。

まず、区内商店街を回遊する取組についてです。

これまで区は、各商店街のイベントやマップ・ホームページ作成等の取組を支援し、商店街の魅力を高めるとともに、情報を発信することで商店街へ訪れていただくための機会の創出に努めてまいりました。区政80周年を迎えるなど様々な周年行事が開催される年に、多様な魅力を持つ商店街同士がつながり、回遊性を高めていくことは大変有意義であると考えます。

令和8年度には、さらなる商店街の魅力向上につながる、集客の核となる店舗を創出するため、個店で自慢の逸品・サービスの実演・体験ができる講座まちゼミを、令和2年の実施時より規模を拡大して開催します。今回のまちゼミでは、同時期に複数の近隣型商店街で行うため、議員ご提案の商店街を回遊する取組について、本事業の中で実施に向け検討してまいります。

次に、商店街の空き店舗支援についてです。

空き店舗の解消は、商店街の活力を維持・発展していくための重要な取組の一つと考えています。これまで空き店舗の改修費支援については、利用実績が少なく、利用促進が課題となっていました。このため、令和8年度は、より利用しやすい制度となるよう、これまでの店舗所有者に加え、店舗を開設する事業者も対象とするとともに、改修費の補助限度額を引き上げます。さらに、近年の物価高騰に対応するため、家賃支援についても充実を図ります。

今後も地域とともに成長する商店街を目指し、活性化支援に鋭意努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 土木担当部長。

（土木担当部長原島 悟さん登壇）

○土木担当部長（原島 悟さん） 私からご質問の第5、自転車安全利用の促進についてお答えいたします。

まず、区民対象の自転車安全利用講習会についてです。

議員ご指摘のとおり、4月から交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されるなど、自転車を取り巻く環境は日々変化しており、自転車利用者への交通ルールやマナーの啓発がより一層求められています。

区では、これまで区民を対象とした自転車安全利用講習会や交通安全区民のつどいなどを通じて自転車の安全利用促進を実施してまいりました。引き続き、区内警察署や交通安全協

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

会と連携しながらイベントや講習会等の充実を図り、幅広い世代に対し交通ルールを学ぶ機会を増やせるように努めてまいります。

次に、今後の自転車通行空間の整備についてです。

安全で快適な自転車走行環境を創出するためには、交通状況に応じた整備形態を検討し、計画的に自転車通行空間の整備を進めていくことが重要と考えています。令和8年度においては、約5.3キロメートルの区道に通行空間を整備する予定です。また、通行空間の整備と合わせ、交通管理者と連携しながらパーキングメーターの撤去検討や路上駐車が多い路線に注意を促す掲示物の設置を行ってまいります。

今後とも、誰もが安全安心に自転車を利用できる環境整備に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私からご質問の第6、住宅確保要配慮者の入居支援についてお答えいたします。

高齢者や障害者、独り親世帯などの住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保し、地域で暮らし続けられる環境を整えることは、本区の住宅施策において重要な課題であると考えています。区では、これまで居住支援協議会を中心に、不動産関係団体や福祉関係団体と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居支援を進めてきました。今年度から新たに民間賃貸住宅の貸主や仲介事業者を対象とした高齢者等入居促進啓発事業を実施し、受入れに伴う不安の低減や円滑な入居につながる環境の整備に取り組んでいます。

議員ご提案の居住サポート住宅については、制度の活用に当たり、住戸面積や家賃等の住宅に関する基準の設定、見守り等を含む支援体制の在り方など、区の実情に即した認定要件を整理する必要があると考えています。こうした点を踏まえ、円滑な入居支援につながる制度となるよう検討してまいります。

また、本区の入居促進に関する取組については、仲介事業者等へのヒアリングやアンケート調査を通じた実態の把握を行い、より実効性の高い事業となるよう、必要な工夫や改善についても検討を進めてまいります。

引き続き、住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、入居支援を着実に推進してまいります。

○議長（石川義弘さん） 15番青鹿公男さん。

（15番青鹿公男さん登壇）（拍手）

○15番（青鹿公男さん） つなぐプロジェクトの青鹿です。

質問に入る前に1つだけ。今年は午年ということで、馬と私の鹿にちなんで、この熟語についてご説明をいたします。

この熟語の由来は、中国の故事にあります「鹿を指して馬となす」という言葉から来てい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るそうです。これは、当時の権力者が皆さん、人に対して、鹿に対して、これは馬だと言えと民衆の前で言って、それに同調する人と同調しない人を分けしたと言われております。やはりこれは、私も思うんですが、その明らかに違うものを権力や空気に従って正しいと言ってしまふ、そういうのを正すため、戒めるための言葉というふうにも言われております。そのため、私も鹿の目を持って、本日は堂々と、事実は事実、正しいことは正しいと言える姿勢を持って質問に入らせていただきます。

それでは、1点目、観光都市・台東区における受益と負担の適正化と持続可能な観光政策の構築についてご質問をいたします。

台東区は、浅草・上野を中心に、国内外から多くの観光客を迎える日本有数の観光都市であります。観光は、区の経済を支える重要な基盤である一方で、その裏側ではごみ処理、環境美化、マナー指導、警備体制の強化など、行政サービスに係る負担が年々増加していることも事実であります。これらの対応には多額の財政支出と人的資源が投入されており、その多くは区民の税負担によって支えられております。観光による利益は、一部の地域に集中する一方で、負担は区全体で引き受ける状況となっており、この状況が将来にわたって持続可能なのか、今まさに問い直す時期に来ていると考えます。

令和7年度の予算額を見ますと、文化産業観光部の観光振興と考えられる関連事業においては、観光客の受入れ環境づくり、そして浅草文化観光センターの運営事業等で約2億5,800万円、14の事業の予算が計上されておりました。しかし、観光都市としてかかるコストは、これらが全てではありません。例えば、清掃、生活安全、災害対策など様々な所管が実施している事業にも影響をもたらしており、今後の政策判断の基礎として、全体像の整理・把握が重要になってくると考えます。影響額も含めた観光に伴う全体コストの実態を把握しなければ、効果的な施策立案や財源確保の議論も進めにくい状況にあります。

全国に目を向けますと、京都市における宿泊税の活用に加え、金沢市や鎌倉市においては観光客から任意で協力金を募り、その収入を清掃、トイレ整備、混雑対策、案内対策の充実など、観光地の環境維持や地域生活の保全に充てる取組が進められております。これらは観光によって生じる負担を見える化し、来訪者と地域が共に支える仕組みとして機能している点が特徴であります。こうした取組は、観光による負担を行政、すなわち区民の税負担だけで賄うのではなく、来訪者にも一定の役割を担ってもらうという考え方に基づくものであり、本区においても参考とすべき重要な視点と考えます。

また、個別事業者視点に移しますと、観光地に限らず、区内全域で外国人観光客が増加することで、店頭の清掃対応、多言語対応システムの導入、SNSの運用など、様々な追加コストが発生しております。それに伴い販売価格が上昇し、近隣区民が気軽に利用しづらい状況も生まれております。そのため、一部の事業者においては価格設定の工夫や区民向け優遇策など、独自に観光と地域住民とのバランスを意識した新たな取組を検討しております。しかし、設備更新の負担やノウハウ不足もあり、資本力の小さな事業者ほど一歩を踏み出し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

にくい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、区としては、観光による経済対策を最大化しつつ、地域生活への負担を抑え、事業者の挑戦を後押しする総合的な政策が求められていると考えます。

そこで、区長にお伺いをいたします。第1に、観光による負担と受益の適正化に向け、区として歳入確保を戦略的に進める必要があると考えます。東京都への宿泊税等の活用について、区として働きかけを行っているとは認識しておりますが、現在どのような状況にあるのか、区長の見解をお伺いいたします。

第2に、意欲ある事業者が新たな挑戦に取り組めるよう、デジタル基盤整備や専門家相談を含め、継続的かつ実効性のある支援を進めていく意思はあるのかお伺いをいたします。

観光都市として発展を続けるためには、来ていただくだけでなく、地域と共存する仕組みを構築することが不可欠であります。区民の理解と協力を得ながら、台東区ならではの持続可能な観光モデルを構築していくため、区長の明確な答弁を求めます。

次に、2点目は、国際緊張の高まりを受けての危機管理に対する区の姿勢についてお伺いいたします。

近年、ウクライナ情勢をはじめ、中東地域における武力衝突、さらにはアジア周辺における軍事的緊張の高まりなど、世界各地で不安定な状況が続いております。こうした国際情勢は、エネルギーや食料、物流への影響にとどまらず、情報の混乱や社会不安といった形で、国境を越えて私たちの日常生活に影響を及ぼしております。武力攻撃への対処は国の専管事項ではありますが、その影響を最初に、そして最も身近に受けるのは、基礎自治体と地域で暮らす区民一人一人であります。有事の影響は、もはや遠い国の出来事ではなく、行政サービスの継続や区民生活の安全に直結する、現実的な課題として捉える必要があります。

こうした状況を踏まえ、台東区においても、起こらないことを願うだけではなく、起きた場合にどのように対応し、どのように区民を守るのかという現実的な視点での備えが強く求められると考えます。本区の危機管理は、これまで地震、火災、風水害を中心に対策が講じられてきましたが、国際緊張が高まる現在、有事への備えについても同じ危機管理の枠組みの中で整理し、実効性を検証していく必要があると考えます。

台東区においては、国の国民保護基本指針及び東京都国民保護計画を踏まえ、台東区国民保護計画が平成28年から10年ぶりに変更されると承知をしております。この計画は、武力攻撃自体等における区の役割や対応の基本的な枠組みを示すものであり、国が事態認定を行い、東京都が広域的な調整や区市町村支援を担う中で、区は、区民の最も近い行政主体として、情報提供、避難行動の支援、生活の維持に向けた対応を担う立場にあります。

一方で、近年の国際情勢の緊迫化や情報環境の急速な変化を踏まえると、計画が作成されたこと自体で十分とするのではなく、実際の運用を想定した検証や状況変化を踏まえた不断の見直しが重要であると考えます。特に有事や災害時にはサイバー攻撃、情報の錯綜や不確かな情報の拡散が区民の不安や混乱を一気に増幅させるおそれがあります。通信環境に制約

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が生じた場合も含め、どの情報をどの主体がどの手段で区民に伝えるのかという危機管理としての情報対応は、計画の実効性を左右する極めて重要な要素であります。高齢者や障害がある方など、デジタル情報にアクセスしづらい区民との情報共有をどのように確保するのかといった点も、この現場では極めて現実的な課題であり、現場で起こり得る混乱を具体的に想定し、平時から備えておくことが都市部の自治体として求められると考えます。

また、自然災害時の混乱に乗じ、武力攻撃事態等が発生する複合的な状況においては、国や東京都の連携の下、区としての判断と行動が求められる場面も想定をされます。その際、現場を担う基礎自治体として、区民の不安を抑え、冷静な行動につなげる役割は極めて重く、区の危機管理体制全体の在り方が問われることとなります。

以上を踏まえて、区長に2点お伺いいたします。

1点目として、国際緊張の高まりや有事の可能性を踏まえ、国や東京都との役割分担を前提とした上で、基礎自治体の長として、区民の命と生活を守る責任をどのように認識されているでしょうか。

2点目として、災害や有事において情報の混乱が生じることも想定し、区民に正確で、行動につながる情報をどのように届けようと考えているのか、区長の所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からご質問の第2、危機管理に対する区の姿勢についてお答えをいたします。

まず、有事の際の認識についてです。

我が国に対する外部からの武力攻撃事態などが生じた場合、その危機から区民の生命、そして財産を守ることは、これは極めて重要な区の責務であります。これまで東京都と連携した大規模な訓練や区公式ホームページにおいて、国民保護についての情報提供を行うほか、対処に時間的余裕のない緊急情報は、防災気象情報メールなどを用いて、直ちに情報を発信できる体制を整えてまいりました。

近年の国際情勢の変化を受け、緊急一時避難施設のさらなる確保など、平素からの備えの充実等を図るため、これは来年度、台東区国民保護計画、これを変更します。引き続き国や都などと緊密に連携を図りながら、国民保護の円滑な実施体制の強化に努めてまいります。

次に、情報発信についてです。有事の際に危険を回避し、冷静に適切な行動を区民に促すためには、これは正確な情報を迅速に提供することが重要です。区では、発災時に警察や消防から災害対策本部に派遣される連絡員を通じて情報を直接得ることとしているほか、SNS上の偽情報、これをAIで自動判別し、情報収集ができるシステムを導入してまいりました。また、区公式ホームページ、防災アプリなどにより、速やかに情報発信できる体制を整

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

備するとともに、J－ALERTの受信訓練を定期的に行ってきました。

今後は、防災ポータルサイトの開設やSNSの活用による効果的な周知方法の検討など、情報発信のさらなる強化を図ってまいります。あわせて、緊急事態発生時には、これは私自ら防災行政無線などを通じて直接区民の安全安心のための呼びかけを行うなど、適切な行動につながるような情報発信に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私からご質問第1、観光都市・台東区における受益と負担の適正化と持続可能な観光政策の構築についてのうち、観光による負担と受益の適正化に向けた歳入確保についてお答えをいたします。

東京都が導入している宿泊税は、現在、使途や課税の在り方についての見直しが進められています。区では、区民生活と調和した持続可能な観光地づくりを目指し、マナー啓発やごみ対策等の独自の取組を行っていることから、都に対して宿泊税を活用した自治体への支援を行うよう働きかけを行ったところです。

先日、都は観光と生活の調和に向けた取組として、宿泊税を活用した区市町村への補助事業などを創設することを発表しました。こうした宿泊税を財源とする補助金の活用など、引き続き、区民生活と調和した観光の振興に向け、適切な財源の確保に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 産業振興担当部長。

（産業振興担当部長上野守代さん登壇）

○産業振興担当部長（上野守代さん） 私からご質問の第1、観光都市・台東区における受益と負担の適正化と持続的な観光政策の構築についてのうち、事業者への支援についてお答えいたします。

区では、これまでインバウンドに向けた商品・サービスのマーケティングに関するセミナーを実施するほか、産業振興事業団による商工相談や販路開拓を支援する助成金など、観光関連事業者の取組に対する支援を進めてまいりました。意欲ある事業者が適正な価格転嫁やリピーターの獲得などの取組を進められるよう、専門家による伴走支援や必要設備の導入支援など、引き続き事業者のニーズを聞きながら、それぞれの実態に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

○議長（石川義弘さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時26分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

8番高橋えりかさん。

(8番高橋えりかさん登壇) (拍手)

○8番(高橋えりかさん) 台東むすびの会の高橋えりかです。

私からは、障害者就労支援について、区民農園についての2つのテーマで質問させていただきます。区長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きなご答弁をお願いし、早速ですが質問に入らせていただきます。

まず初めに、障害者就労支援について伺います。

障害のある方の社会参加や自立を支える上で、働く機会の確保は非常に重要です。とりわけ就労継続支援B型事業所等の福祉作業所においては、利用者の工賃向上が長年の課題となっています。

区は、今後生涯学習センター内において、福祉作業所などの自主製品を扱う常設販売所を新設するなど、工賃向上に向けた取組を進めていくことは承知しております。この点については、区が工賃向上を重要課題と捉え、常設の場を設けるという一歩を踏み出されたことを私自身も高く評価しております。

なお、この場所は、かつてCafé 香逢があった場所と伺っており、私自身、以前その場所でアルバイトをさせていただいた経験もあります。多くの方が集う、地域に開かれた温かい空間であったことを今でも覚えています。できれば、同じような形での存続を願っていましたが、それはかないませんでした。しかしながら、形は変わりますが、その場所に新たに障害福祉に関わる常設の販売所が設けられることは、地域の文脈を引き継ぐ意味でも大変意義深く、喜ばしい取組であると感じています。

一方で、工賃向上には福祉作業所間の協力や販路開拓、安定した仕事量、継続的な受注が不可欠であり、福祉作業所単独の努力だけでは限界があります。実際に区内で複数の福祉作業所と連携し、自主製品販売や受注の取りまとめを行う民間事業者の取組を伺いました。そこでは、福祉作業所同士の横のつながりが生まれる、販売機会を共有できる、ネットワークによる相乗効果が出るといった成果がある一方で、販売手数料や卸概念の浸透の難しさ、商品開発費の持ち出し、販促費の負担、営業やコーディネートが無償に近い状態といった課題もあるとのことでした。つまり、福祉作業所と市場をつなぐ役割を担う事業者に大きな負担が集中している現状があります。善意や個人努力に依存する仕組みでは、継続性に限界があります。

加えて申し上げれば、工賃向上という言葉はよく使われますが、実際には月額工賃が1万円台にとどまる事業所も少なくありません。これは、単に収入の問題ではなく、働く意欲や自己肯定感、社会とのつながりにも関わる重要なテーマです。利用者の方々が働いてよかった、社会とつながっていると感じられる環境づくりは、福祉施策の根幹でもあります。だからこそ福祉作業所の努力に委ねるだけでなく、区として、仕組みで支える視点が必要ではないでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ここで、少し視点を広げたいと思います。障害者就労支援は、福祉施策の一分野にとどまらず、地域社会の在り方そのものに関わるテーマです。区内企業が福祉作業所へ業務発注することが当たり前になる社会は、地域内で仕事が循環する仕組みづくりでもあります。支える側、支えられる側ではなく、地域の担い手の一員として活躍できる環境をつくることこそ、これからの障害者就労支援の姿ではないでしょうか。企業側にとっても、理解が進むことで将来的な雇用や協働の可能性が広がります。その最初の接点をつくる役割を行政が後押しする意義は大きいと考えます。

また、受注作業についても、区内の中小企業や個人事業主の中には、何を依頼できるのか分からない、依頼方法が分からない。そもそも発注できることを知らないという声も多く、マッチングが十分とは言えません。

そこで、2点お伺いします。1点目、自主製品の受注コーディネートや販路開拓を担う事業者への支援について、区として仕組みを検討すべきではないか。

そして、2点目、受注作業における福祉作業所と企業、個人事業主とのマッチングを支援し、マッチング支援を区としてより積極的に行うべきと考えるがどうか、区長のご所見を伺います。

続いて、区民農園についてお伺いします。

近年、食の安全や環境意識の高まり、子供たちへの食育の重要性から、自分で育てたい、土に触れたいという区民ニーズが大変高まっています。実際に区民の方からも、子供に土に触れさせたい、ベランダでは限界がある、継続して関わられる場所が欲しいといった声をいただいています。また、土に触れる機会を求めて、毎週末茨城県や栃木県まで通っているというお話を伺ったこともあります。

区は、花の心プロジェクトをはじめ、緑化推進で成果を上げてこられました。花の心プロジェクトも今年で10周年を迎え、区民の緑化意識を育ててきた取組として高く評価しています。こうした取組が積み重ねられてきた中で、区民が土や緑に触れる機会も広がってきました。例えば、精華公園ビオトープ、鶯谷アーバンファーム、多摩の森自然体験などの取組があります。特に多摩の森自然体験は、毎回抽せんになるほど人気と伺っており、区民の関心の高さがうかがえます。民間でも屋上農園や田んぼプロジェクトなどが広がっています。しかしながら、これらの体験は、いずれも大変意義がある一方で、単発体験にとどまりやすく、継続的に関われる農的体験には十分つながっていないのが現状ではないでしょうか。

台東区は、農地を持たない地域です。だからこそ、農地がないからできないではなく、農地がない中で、どう実現するかが問われているのではないかと考えます。そして、意識的に機会をつくらなければ、土に触れる体験そのものが失われてしまいます。

農的体験には、育てる、収穫する、食につながるという生活に密着した継続性があります。農的体験は、単なる趣味ではありません。子供から高齢者まで幅広い世代にとって意義のある取組です。都市部だからこそ自然と切り離されやすく、個人の努力だけでは限界がありま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。だからこそ、行政に関わる意義があります。

私自身もコンポストに挑戦したことがあります。しかし、ネズミ被害に遭い、都市部での衛生面や管理面の課題に直面し、個人継続の難しさを実感しました。だからこそ、個人任せではなく、管理された環境での体験機会が必要だと感じています。用地確保が難しいことは理解しますが、屋上活用や屋内水耕栽培など、都市型手法もあります。さらに、姉妹都市や友好都市などとの連携も一つの選択肢です。本区からも比較的アクセスしやすい筑西市との連携も現実的な選択肢として視野に入れられると思います。

都市部で暮らす子供たちは、土に触れる機会が本当に少なくなっています。だからこそ、その体験には大きな価値があります。小さな体験でも子供たちの記憶には残ります。自分で育てた、土に触れた、その経験が将来の価値観を育てます。また、情操教育の観点からも意義があるとされています。こうした体験は、学校教育だけでは補い切れない部分でもあります。

一方で、高齢者にとっては、農的活動が外出のきっかけとなり、介護予防や健康維持、生きがいづくりにもつながります。さらに、子供と高齢者が同じ場で関わることで自然な世代間交流が生まれます。これは、区民サービスにとどまらず、地域コミュニティの活性化や孤立防止にもつながる可能性があります。

防災の観点からも、食を育てる経験は、いざというときの備えや意識づけにつながる重要な要素です。食がどのように生まれ、どれだけの手間や時間がかかるのかを知ることは、災害時に食べ物が当たり前に入らないと理解することにつながります。それは、備蓄の重要性や日頃からの備えへの意識を自然に育てることにもつながると考えます。

つまり、区民農園は、世代横断型の施策でもあります。台東区は、面積が限られているからこそ、知恵と工夫で実現する価値があるのではないのでしょうか。小さなモデル事業からでも構いません。まずは一步踏み出すことで見えてくる課題もあるはずです。

そこでお伺いします。区有地活用や姉妹都市・友好都市連携などを含め、区民が継続的に農的体験に関わる区民農園の設置について、区として検討する考えはあるのか、区の見解を伺い、私からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第1、障害者就労支援の強化についてお答えをいたします。

まず、自主製品の受注コーディネートや販路開拓を担う事業者への支援の仕組みづくりについてです。

障害のある方が地域で自立した生活の実現を目指すためには、福祉作業所の工賃の向上が重要であるとともに、福祉作業所間のその連携、これが不可欠であると考えています。自主

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

製品の販売に当たっては、民間事業者の自主的な活動により、こうした連携が広がりを見せていることは認識しています。

区では、これまで福祉作業所間の連携強化も含めて、福祉作業所等のネットワークによる販売会、これを実施するなど、自主製品の販売機会の拡大に努めてまいりました。令和8年度は、生涯学習センターの1階に福祉作業所等の自主製品を集めた常設の販売所、これを新たに整備をして、さらなる工賃の向上、これを図ってまいります。

今後、関係者へのヒアリングを通じて、民間における自主的な活動に対し、区としてどのような取組が可能か検討してまいります。

次に、受注作業に関する福祉作業所と企業、個人事業主とのマッチング支援についてです。

区では、台東区障害者就労支援室がワンストップ窓口となり、受注作業の取りまとめや契約業務などを行っています。また、受注作業所などを案内するカタログ「PUT通信」の配布、産業情報誌「Networkたいとう」への掲載など、区内企業への周知に努めているところです。今後は、ハローワークへの周知の協力依頼に加えて、生涯学習センターに新設する販売所において、福祉作業所等が受注可能な作業を紹介するなど、様々な機会を通じて福祉作業所等と区内企業者等とのマッチングに関する情報の発信、これを強化し、受注機会の拡充、これを図ってまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 環境清掃部長。

（環境清掃部長遠藤成之さん登壇）

○環境清掃部長（遠藤成之さん） 私からご質問の第2、区民農園についてお答えいたします。

農業を通じた自然体験は、自然との関わりを通じて食や環境への理解を深めるとともに、人々の交流を促す上でも効果があると考えています。

区では、環境学習の一環として、精華公園ビオトープにおいて、親子で稲作を体験するくらまえ田んぼクラブや、土作りから収穫まで学べる精華公園ビオトープ畑づくり友の会を実施しています。加えて、地域住民の交流の機会を創出し、まちづくりへの機運醸成を図る手法の一つとして、鶯谷公園においてアーバンファーミングを実施しており、今後、（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場においても整備を予定しています。

議員ご提案の区有地活用については、土地の確保に課題があり、また、姉妹・友好都市等との連携についても、先方の受入れ体制や日常的な管理など、多くの課題があります。区民農園の設置については、今後、他自治体の事例等の情報収集を進め、研究してまいります。

○議長（石川義弘さん） 26番中嶋恵さん。

（26番中嶋 恵さん登壇）（拍手）

○26番（中嶋 恵さん） れいわ立憲にじいろの会、立憲民主党の中嶋恵です。

2022年2月以降、区長の所信表明演説で熱く語られていたゼロカーボンについて質問いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私たちが済む東京特別区では、2050年ゼロカーボンシティ特別区の実現に向け、一般廃棄物処理に伴うCO<sub>2</sub>排出量の抑制が求められています。清掃工場においては、ごみを衛生的に焼却処理をする過程でCO<sub>2</sub>の排出は避けられないですが、東京都では、CO<sub>2</sub>排出量削減のためにも焼却量の減少をもたらす3R、発生抑制、再使用及び再生利用が重視されてきました。先月、横浜市では、自治体初のCO<sub>2</sub>の地産地消型モデル、横浜地域で発生したCO<sub>2</sub>を吸収・固定させ、製造コンクリート製品を市内で活用、横浜市と鹿島建設が連携協定を締結し、ごみ焼却工場からのCO<sub>2</sub>を吸収したコンクリートの製造・構築を目指していく方向です。

台東区は、主に東京都産、江戸東京野菜などの食材を学校給食や区内飲食店で積極的に活用する地産地消を推進しています。毎月30日のたいとう食ハピDayでは、食べ残しゼロの推進も積極的に取り組んでおります。

さらに、最近になり技術の発展とともに清掃工場から発生するCO<sub>2</sub>を分離・回収して貯留利用するCCUSへの期待もにわかに高まってきています。なぜなら、清掃工場の耐用年数は一般的に30年程度と言われていて、これから更新される特別区内の清掃工場は、目標の2050年にも稼働している可能性が極めて高く、何らかの対策も講じなければ、2050年において相当量のCO<sub>2</sub>が排出されてしまう懸念がされているからです。特にCO<sub>2</sub>分離・回収装置の導入等の清掃工場におけるカーボンニュートラル施策は、今すぐに検討を開始しなければならないという差し迫った状況にもあります。

遡って考えますと、日本の経済の中心である東京特別区は、エネルギーと資源から外部からの供給に大きく依存している一方で、資源の大量消費に伴い発生するごみの量は多く、そのごみをエネルギー源や循環的な炭素源として活用するポテンシャルも日本の中で最大であると考えます。特別区内で発生する貴重な資源として、ごみを炭素源として有効利用することが特別区のカーボンニュートラルに向けた取組として重要性を増すと考えられ、CO<sub>2</sub>地産地消の期待がされております。来年度に向けて、あるいはその先に向けて、横浜市の例を踏まえて、CO<sub>2</sub>の地産地消について、区長はどのようにお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

次に、東京二十三区清掃一部事務組合について質問いたします。

ここ数年の台東区のごみの量について考えるとき、資源回収やごみ分別の徹底などにより、全体のごみ量は減少傾向にあることが分かります。しかし、一方で、台東区も加わる東京二十三区清掃一部事務組合の今後の課題を考えるとき、物価の高騰や労務単価の上昇が続く中、平成初頭に建設した多くの清掃工場が建て替えなどの更新時期を迎えており、老朽化に伴う維持補修などの工場等の運営費が増加していくと懸念しています。既に工事契約済みの江戸川清掃工場や北清掃工場の建て替え、そして、新江東清掃工場の延命化、さらには中防不燃・粗大ごみの処理施設の整備など、大規模工事の予定は多くありますし、渋谷清掃工場の未取得用地の取得や世田谷清掃工場の建て替えのための債務負担行為なども喫緊の課題とし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て横たわっています。

そんな中、一部事務組合財政計画2025によりますと、予算の全体規模は25年度の1,046億円が26年度に1,265億円まで増え、27年度には過去最高の1,459億円に達すると予想され、清掃工場の建て替え・維持管理など、経費が増え続ける一方、自主財源の廃棄物処理手数料や電力エネルギー売払い収入の大幅な増収は見込めないとされています。

当然のことですが、一部事務組合は、増大する施設設備費に対応するため、積極的な経費削減と財源確保に取り組む方針で、前例にとられることなく事業を見直し、清掃工場の設備手法や管理運営の在り方についても検討を進めていくべきと述べています。しかし、現実はそのような話ではないでしょう。昨今の日本経済はインフレ傾向にあり、円安傾向にある為替レートを考慮すると、海外から仕入れるごみ焼却に伴う燃料費などの原材費コストがますます高騰傾向にあり、予算総額は、増えることはあれ減ることはないと言われているからです。

そこで、今後の台東区清掃一部事務組合に対する台東区の負担金はどのように推移するとお考えでしょうか。

また、特別区の一員として、清掃一部事務組合に職員を派遣しております。この制度においては、台東区は、既に事務組合に対して貢献をしておりますが、どのような結果を得たでしょうか、区長のご所見をお聞かせください。

台東区のスポーツ施策について伺います。

国は、スポーツ基本法の下、健康寿命の延伸、子供の体力向上、地域コミュニティの活性化を重要な政策課題として掲げています。しかし、現状の台東区のスポーツ施策を見渡したとき、区として、本気でスポーツを推進している姿が区民に十分伝わっているとは言い難い状況ではないでしょうか。

まず、スポーツ施策についてです。例えば、目黒区には碑文谷体育館、中央体育館、八雲体育館、区民センター体育館など複数の体育施設があり、様々な教室やイベントが日常的に展開され、区民がスポーツに触れる機会が豊富に用意されています。また、施設整備に当たっては、碑文谷小学校では、totoサッカーくじの売上げを活用した整備が行われています。

このように、他区では、スポーツ施設面ではソフト面、ハード面で様々な取組を行い、スポーツ振興の充実を図っています。一方、台東区はどうでしょうか。体育施設は限られ、スポーツの拠点づくりが難しいことにあることは承知しています。しかし、台東区だからスポーツができない、グラウンドがないから仕方がないで終わらせてよいのでしょうか。限られたスポーツ施設の中で、誰もがスポーツ施設を快適に利用できる環境を整えていくためには、ソフト面をはじめ、ハード面について、どのようにスポーツ環境を整えていくか伺います。

また、スポーツ施設の整備に当たっては、財源確保はどのように考えているか、併せて伺います。

次に、子供のスポーツ機会の確保についてです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子供たちが体を動かすことのできる場所が少ない台東区において、子供たちがスポーツ嫌いにならないよう、安心してスポーツを行うことのできる機会を確保することが重要だと考えています。また、子供たちがスポーツを始めるきっかけづくりとして、そのスポーツを楽しむことができるかも、スポーツを続けていくことに重要な要素だと思います。

近年は、外遊びができる公園や広場の不足、ボール遊びの制限、さらには保護者の就労状況の変化などにより、子供たちが自由に体を動かす機会が減少しています。その結果、体力の低下や運動習慣の未形成が懸念されており、学校外でのスポーツ環境整備は重要です。特に初心者や運動が得意でない子供でも参加しやすい、ハードルの低い取組が求められています。

そこで伺います。今後、区は、子供たちがスポーツを行う機会をどのように確保していくか、お考えをお聞かせください。

最後に、スポーツ推進委員についての質問です。

台東区のスポーツ推進委員は、様々な区のスポーツ事業へ参加依頼があるだけでなく、スポーツ推進委員が運営するスポーツ広場の運営や第2ブロックの研修会など、多くの事業への参加が求められています。昨今の子供の体力低下や健康寿命を延ばすため、また、心と健康、ウェルネスといった課題に対し、スポーツは大きな可能性を持っています。さらに、デジタルスポーツやeスポーツなど、新しい形のスポーツを含め、スポーツの力で人と人が手を携えるまちづくりが求められています。

そこで伺います。こうしたスポーツを取り巻く生活環境が多様化する中、区では対応できない事業については、スポーツ推進委員協議会とも協力しながら一層のスポーツ振興の発展に寄与するべきと考えますが、区とスポーツ推進委員協議会の今後の方向性について、どのように考えているのかお答えください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴いただきありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からはご質問の第1、ゼロカーボンについてお答えいたします。

令和5年度の特別区長会調査研究機構において、3Rの促進による焼却量の削減を最大限進めた上で、残るCO<sub>2</sub>排出量について、特別区内での地産地消を促進する、そのような方向性が示されました。これに基づき東京二十三区清掃一部事務組合では、板橋の清掃工場において、ごみ焼却時に発生する排ガスからCO<sub>2</sub>を分離・回収し、コンクリートブロックに固定化する実証実験を行いました。また、品川の清掃工場においても実証実験を進めているところです。

CO<sub>2</sub>の地産地消は、廃棄物処理と脱炭素を同時に実現し、地域内でのCO<sub>2</sub>の有効活用を進める先進的な取組です。私は特別区長会の役員として、23区全体でのゼロカーボンシ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ティの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 環境清掃部長。

（環境清掃部長遠藤成之さん登壇）

○環境清掃部長（遠藤成之さん） 私からご質問の第2、東京二十三区清掃一部事務組合についてお答えいたします。

まず、本区の分担金についてです。

今後、老朽化した清掃工場の更新が集中する時期を迎え、施設整備費の増加等により区の分担金も増加することが見込まれます。そのため、ごみ量削減により施設整備に係る費用を抑制し、分担金の低減が図られるよう、23区共同でさらなるごみ減量施策について検討を進めてまいります。

次に、東京二十三区清掃一部事務組合への職員の派遣についてです。

東京二十三区清掃一部事務組合は、23区で共同運営されているため、本区も運営のために職員を派遣しています。派遣された職員は、区では経験することのできない23区共同の業務に携わることや、他区から派遣された職員との交流などを通じて貴重な経験や広い知見を習得しています。また、このような成果を区に戻ってからの業務に発揮することにより、区の様々な施策の推進や職場の活性化にも寄与しています。区では、引き続き、職員育成の観点も含め、派遣を継続してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 生涯学習推進担当部長。

（生涯学習推進担当部長吉本由紀さん登壇）

○生涯学習推進担当部長（吉本由紀さん） 私からご質問の第3、台東区のスポーツ施策についてお答えいたします。

まず、スポーツ施設についてです。

限られたスポーツ施設の中でも快適にスポーツができる環境を整えていくため、区立小・中学校の学校施設や区外スポーツ施設の借り上げなど、スポーツができる場所の確保に取り組んでいます。また、区民の多様なスポーツ活動への要望に応えるため、指定管理者等のノウハウを活用した各種スポーツ教室の開催やスポーツイベントの実施など、誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備に努めています。

さらに、施設の大規模改修や改築工事を行う際は、機能拡充や利便性の向上をはじめ、誰もが使い勝手がよく、魅力ある施設となるよう整備してまいります。

なお、施設整備に当たり、財源確保は重要であり、国や東京都をはじめ、あらゆる補助制度について情報収集を行い、活用の検討を行ってまいります。

次に、子供のスポーツ機会の確保についてです。

子供の頃からスポーツに触れ、体を動かす機会を確保することは、特定のスポーツだけで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なく、運動機能や体力向上のために重要です。このため、幼児期に体を動かす習慣をつくる運動教室をはじめ、リバーサイドスポーツセンターでは、小学校で行われる体力テストの記録向上に向けた教室やかけっこ教室を実施しています。引き続き、子供たちが楽しんでスポーツをすることができる機会の提供に努めてまいります。

次に、区とスポーツ推進委員協議会の今後の方向性についてです。

スポーツ推進委員及びスポーツ推進委員協議会は、スポーツ広場の運営やスポーツの祭典など、区民のスポーツコーディネーターとして重要な役割を担っています。このためスポーツ推進委員協議会の活動については、円滑な事業推進に向けて、必要に応じた支援の拡充を図っているところです。

教育委員会といたしましては、地域に根差したスポーツ環境の整備に向けて、今後ともスポーツ推進委員協議会と連携を強化しながら、さらなる地域スポーツの発展に努めてまいります。

○議長（石川義弘さん） 9番鈴木昇さん。

（9番鈴木 昇さん登壇）（拍手）

○9番（鈴木 昇さん） 日本共産党の鈴木昇です。区長と教育長に質問します。

さきの衆議院選で自民党が3分の2以上の議席を得たことを背景に、高市総理は国論を二分してでも憲法改正を進めると発言しています。

日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることがないようにすることを決意してつくられました。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則に基づき、国家権力が暴走しないよう、国の義務を定めたものです。

これに対して、自民党の改憲草案は、天皇を国家元首とし、9条に国防軍を書き込み、基本的人権より国益と社会秩序が優先される内容であり、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を180度ひっくり返す内容となっています。特に狙っているのが9条改憲と緊急事態条項です。国内外で緊急事態が起きたとき、そのときの内閣が判断をすれば、国会審議をせず、閣議で決めた政令が法律として効力を持ち、国民の行動を押しつけてしまうことができるようになります。

そこで伺います。憲法遵守義務を負う自治体の長として、服部区長は憲法改正についてどのような思い、お考えをお持ちですか、服部区長、お答えください。

次に、核兵器に関する認識をお尋ねします。

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませぬの三原則を指すもので、高市総理は、国会で非核三原則を堅持するか問われましたが、明言を避けています。国論を二分する政策の一つとして、安全保障の抜本的強化を掲げ、安保関連3文書の改定を前倒しで行う考えの高市総理です。非核三原則は危うくなっていると言わざるを得ません。

しかも安保三文書の閣議決定当時、経済安全保障担当大臣だった高市氏は、自書で、核を持ち込ませぬの原則がアメリカの拡大抑止の提供の邪魔になるとし、国家安全保障戦略から

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

削除できなかったことを今も残念に思っていると書いています。核兵器配備で区内に暮らす人々の命が守れるのでしょうか。

私は、核兵器による脅威イコール核抑止力は、逆に平和への脅威となると考えています。日本被団協のノーベル平和賞受賞で選考委員会が受賞理由に上げたのは、被爆者が国内外で地道に体験を証言し続けたことにより、核使用をタブーとする批判、核のタブーの確立に貢献したこととしています。近隣に暮らすあらゆる国籍、人種の人々と一緒に核廃絶と平和について語り合い、考えていくことこそ、多文化共生を進めることこそ核兵器廃絶と平和を維持できる道ではないでしょうか。

台東区は、平和都市宣言の中で核兵器の廃絶を責務としています。そこで、服部区長に伺います。1つ目に、私は、非核三原則は崩してはならないことだと考えていますが、区長はどのようなご認識ですか。2つ目に、日本が核兵器や軍備増強したら、台東区民の命を守れると思いますか。3つ目に、非核三原則の保持はすべきだと、区長は自ら自民党政府に対し、はっきり物申すべきではありませんか。服部区長のお考えをお示してください。

次は、平和教育についてです。

最大の暴力は戦争です。何よりも平和を学ぶことは、暴力をしない原点にもなります。自民党の元総理、田中角栄さんが次の言葉を残しました。戦争を知っているやつがいるうちは、日本は安心だ。戦争を知らない世代がこの国の中核になったときに怖いという言葉です。まさに今がその時代になっていると言わざるを得ません。

歴史を繰り返さないためにも、子供たちへの平和教育は重要です。3月7日から10日まで、浅草公会堂ギャラリーで東京大空襲資料展が行われます。また、区役所1階でも平和資料展が開催されます。子供たちには最大の暴力である戦争を繰り返さないために、学校内でも戦争教材や戦争遺品など具体的なものをを用いて体験的に学ぶことが大切であると考えています。もちろん写真パネルには、当時の焼死した方のご遺体写真や川で水死した人々、やけどの治療など、実際に起きた出来事であるからこそショッキングな写真も残っています。小さなお子さんにはその写真を使えとは言いません、その年齢にあった具体物を使えばいいと思います。

教育長に伺います。現在の学校教育における平和教育の現状と戦争に関する教材や具体物を用いた平和学習を行うべきと考えますが、所見を伺います。

次に、保育所での虐待について伺います。

区内企業主導型保育所パンダ託児所で、園長が園児に対し、しゃべんな、口閉めろ、汚ねえ、前に同じことをやられているんだろ、言ったことも覚えていないのか、なめてんのか、たらたらしているんじゃないなどの虐待の事実がありました。当初、保護者からの相談で、東京都は問題が確認できなかったと答えていますが、その後の子供の様子などからボイスレコーダーを活用し実態把握をしたところ、冒頭の虐待が行われているのが明らかになりました。東京都も児童福祉法の虐待に当たると認定しました。現行法では企業型保育所に関して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

23区には権限はほとんどないのが実態であることが大きな問題であります。区内にあり、区民も通う保育施設には、助言指導が随時できる権限も必要だと思います。

教育長に伺います。今回の保育所での虐待についてどのように受け止めていますか。また、保育所において虐待対策はどのように進めていこうとお考えですか、お答えください。

私は保育所虐待ニュースを見て、まさか台東区内で起こるとはとショックを受けました。今回の当事者である子供や親御さんには、PTSD、心理的トラウマが残る可能性が非常に高いと考えています。その虐待を受けていた子供は、園に行きたくない、園長が怖いと聞いています。傷ついた子供の心のケアに対しての児童心理司なども雇用していくべきです。

そこで伺います。傷ついた子供に対して、切れ目のない包括的な心理的ケア、支援を行うべきではありませんか、お答えください。

次に、子供のいじめについて伺います。

私は最近のネット映像で一方向的に殴る蹴るのいじめ動画を見て衝撃でした。当事者だけではなく、周囲にいた子供たちも一緒になっていじめに加担している様子がネット上で拡散されていました。いじめ自体もですが、ネット上に公開することもあり得ない事態だと思います。しかし、現在のネット社会において起こるべきして起きた事件ではないでしょうか。この動画を見た子も殴る蹴るの動画が流れてきたことにショックを感じたと話していました。台東区では幼児期からいじめや差別はいけないという教育をしているのは理解はしています。区民文教委員会でも毎年報告もありますが、区内小・中学校、令和6年度で見ても、いじめの認知件数の未解決数は小学校124件、中学校17件です。区内学校のいじめ件数はゼロにはなっていません。

そこで、教育長に伺います。いじめ動画について区教育委員会としてどのように受け止めましたか。いじめや差別はいけないことであることをそれらを改めて子供たちに伝える手段としてどのような方法を考えているのかお答えください。

戦争しない国、いじめ、差別、偏見のない台東区を目指して、以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私から、ご質問の第3、平和教育についてお答えいたします。

現代社会において、国際情勢が複雑化し、また、戦争の記憶を直接語ることのできる世代が急速に減少する中、学校における平和教育は、これまで以上に重要な役割を担っていると認識しています。学校現場においては、各教科と教育活動を通じて平和教育を推進しているところです。具体的には、戦争や平和を題材にした読み物教材を通して人間の尊厳等について考える国語科、歴史的事実を客観的に学ぶだけでなく、自分たちの生活と結びつけて学ぶ社会科、命の貴さや他者理解など、平和の基盤となる心情を育む道徳科等が上げられます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さらには総合的な学習の時間において、地域の戦争遺跡に関する調べ学習、資料館の見学、戦争体験の語り部等、本物に触れる探求的・体験的な学習も行われています。各教科の特性を生かした学びと発達段階に応じた体験的な教材活用を重ねていくことで、子供たちは他者を尊重し、平和な社会を担う主体へと成長していきます。教育委員会といたしましても、未来へとつなぐ学校の取組を引き続き支えてまいります。

続きまして、ご質問の第4、保育所での虐待についてお答えいたします。

子供の安全安心が最も配慮されるべき保育所において、幼児の心身に悪影響を及ぼす虐待はあってはならないことと認識しています。そこで、虐待を未然に防ぐため、区内保育所に対し、巡回による指導を含む保育の振り返りの支援や職員一人一人が子供の人権、人格を尊重する意識を共有するための研修等を行ってきました。また、昨年、児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待について、その通報義務等の仕組みが創設されたことを機に、区の相談窓口の周知を図るとともに、事案発生時の初動対応や虐待の判断プロセスなどについて検討を進めています。子供に対する支援では、教育支援館や子ども家庭支援センターと庁内の関係部署との連携による切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。教育委員会といたしましては、今後も東京都と連携し、子供や保護者が不安を抱えることなく安心して子供を預けられる環境を整備してまいります。

続きまして、ご質問の第5、子供のいじめについてお答えいたします。

当該の報道等を踏まえ、児童・生徒の暴力行為やいじめは決して許されるものではないことに加え、SNS等への投稿、拡散が新たな人権侵害につながるという理解の下、学校と保護者、地域が協力し一丸となって取り組む必要性がより一層高まっていると認識しています。児童・生徒に対しては、全校集会等における校長や生活指導担当教員による講話、警察や民間企業と連携して非行防止や情報リテラシー等についての指導を行うセーフティー教室など、様々な手段を通じていじめ防止に係る意識向上を図っています。教育委員会といたしましては、各校におけるいじめ防止に係る取組について、改めて徹底するとともに、SNS等における投稿、拡散の影響等を含めた情報モラル教育の実施について適切に指導してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第1、憲法改正の認識についてお答えいたします。

憲法改正については、広く国民の総意に基づき進められるものであり、国会で議論を深めていくものと考えています。引き続きこの議論の推移を注意深く見守ってまいります。

続きまして、ご質問の第2、非核三原則の認識についてお答えいたします。

区としては、非核三原則は核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの国是であると認識しています。非核三原則に係ることや防衛力の強化などの国の安全保障については、我が国

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を取り巻く様々な情勢を踏まえて国会で議論されるものと考えておりますので、その推移を注意深く見守ってまいります。政府へ意思を表明するつもりはございません。

○議長（石川義弘さん） 13番松村智成さん。

（13番松村智成さん登壇）（拍手）

○13番（松村智成さん） 自由民主党の松村智成です。本区が直面している人口構造の不可逆的な変化と新たな育成就労制度の導入、さらには観光公害とも言える民泊問題が地域社会に及ぼす影響について、区民の切実な声を代弁し、大きく2つの項目について、区長並びに教育長に質問いたします。

1 問目、育成就労制度の創設と台東区の将来像について伺います。

人口構造の変化と令和6年6月21日に公布された育成就労制度の導入及び特定技能2号の拡大がもたらす地域社会への影響について伺います。

本区の人口動態の変容は、もはや将来の仮定や抽象的な議論の段階ではなく、現在進行形で区政運営に直接的な影響を及ぼしている現実の問題です。現在、台東区の総人口は令和8年2月1日時点で21万7,591人となっておりますが、そのうち外国人住民の登録数は2万1,401人おり、区人口の1割弱を占めるまでに増加しています。国籍別では出入国在留管理庁の最新データによると、令和7年6月末時点で中国籍の方は1万人を超えており、1位は中国、2位が韓国、3位がベトナム、4位ネパール、5位フィリピンとなっております。こうした中、政府は従来国際貢献を目的としていた技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成、確保を目的とする育成就労制度を創設しました。この新制度は、基本的に3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成することを目的としています。これはこれまでの通年で技能を移転して帰国するという建前を捨て、国が明確に中長期的に地域産業を支える隣人として外国人を受け入れる方針へ転換したことを意味します。今後、育成就労制度が令和9年4月より施行されると、本区においてもこれまで以上に外国人住民が増加し、地域社会の在り方が変容していくことは間違いありません。外国人住民の増加に対する現状認識と次期長期総合計画においては、日本人住民と外国人住民の構成比がどのようになると見通しを持っているのか区長の所見を伺います。

次に、熟練した技能を要する特定技能2号への移行と区内産業への影響です。

政府の方針によれば、介護分野を除き、建設、外食、農業などを含む全ての特定産業分野において2号への移行が可能となっております。特定2号へ移行すれば、在留期間の更新制限がなくなり、さらには家族の帯同も認められます。本区においても建設業や飲食業など多くの分野で外国人材が活躍していますが、2号への移行が進むことによる地域経済や雇用慣行の変化は計り知れません。熟練した技術者が定住することは、労働力確保の観点からは期待される一方で、住宅、教育、医療といった生活基盤への需要増大という側面も持ち合わせています。本区として建設や外食等の産業において、特定技能2号への移行が将来的には見込まれるため、それが地場企業の経営や労働市場に急激な変化があると考えています。制度の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本格施行に向け、区独自の産業実態調査を実施し、中長期的な労働力確保のビジョンを示すべきと考えております。育成就労制度に伴い、区内中小企業へのさらなる支援が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、多文化共生と公共の秩序の境界です。

生活環境の差や言語能力の不足によるトラブルは既に現場で顕在化しています。ごみ出しのマナー、深夜の騒音、駐輪問題など、これらは単なる文化の違いで済まされるものではなく、地域住民の平穏な生活を脅かす要因となっています。新制度では就労開始時にA1相当、移行時にB1相当の日本語能力が要件となりますが、試験の合格と地域社会での円滑な意思疎通、そしてルールへの遵守は別問題です。土葬といった宗教的背景等の要望等と日本の法制度や地域の慣習、公共の秩序が衝突した場合、区はどこまで配慮するつもりなのでしょうか。外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書で示した、秩序は社会の土台であり、多様性は社会の力であるという両立の原則に基づき、本国が守るべきものとは何か、単なるスローガンではなく、区民の安心を守るため、区の見解を伺います。

教育支援の不足分試算と予算増額について教育長にお聞きします。

家族帯同が認められる特定技能2号への増加は、教育現場における行政負担の増加に直結します。子供たちの就学に伴い、多言語による学習支援や日本の学校文化への適応指導が不可欠となります。政府の方針でも日本語教育機関の質の向上や段階的な能力向上が掲げられていますが、現状の本区の体制で増加する外国籍児童・生徒への対応が十分と言えるでしょうか。

そこで、家族帯同の増加に伴い必要となる日本語習得や学校生活への適応をサポートする人材の不足分を将来的な推計に基づき具体的に試算しているのか伺います。

不足を解消するために教育予算を大胆に増額し、専門人材の確保を今から戦略的に進めるべきなのかと考えていますが、実際にはそういった社会統合のコストを基礎自治体が全て賄うべきなのか、国の財政責任の在り方についても疑問を感じる部分でもあります。教育長の率直な意見を伺います。

行政負担の実態と財政的な裏づけについてです。

出入国在留管理庁の調査によれば、技能実習生が来日前に支払った費用の平均は約54万円であり、その半数以上が借金を背負って来日しています。こうした背景を持つ人材に対し、新制度において、本人意向による転籍が一定の要件下で認められることは、権利保護の観点からは評価される一方、居住地の流動性を高め、福祉や医療、さらには不適切な居住体系の対応といった自治体が直接担うべきコストを確実に増大させることが予想されます。また、試験不合格時に最長1年の在留継続を求める措置なども想定外の行政負担につながる懸念を拭えません。実務とコストを最後に引き受けるのは常に我々基礎自治体であるという事実は揺るぎません。区におかれましては、中長期的な視点で注視し、国に対して財政支援の抜本的な拡充を強く要望していただくことを求めます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1 問目の最後に、本区が目指すべき将来像を伺います。

人口規模の維持を優先するあまり、地域社会の安定や住民間の信頼関係が損なわれることはあってはなりません。一方で、現実の変化から目を背け、対応を先送りすることもまた将来世代への無責任な態度です。日本国はもとより、世界の平和を心から願っている高市早苗内閣総理大臣は日本列島を強く豊かにと掲げ、国家の底力を高める決意を示されていますが、その基盤となるのは我々基礎自治体における平穏な暮らしと活力ある地域コミュニティにほかなりません。育成就労から特定技能へと続く定住化の連鎖の中で、本区は人口の維持、地域社会の安定、多文化共生という時には相反しかねない3つの課題に対し、どのような優先順位と覚悟を持って臨むのか、区民が安心して住み続けられる自治体であり続けるため、区長の所見を伺います。

2 問目に入ります。台東区における民泊の現状と今後の対策について伺います。

本区のもう一つの喫緊の課題である民泊問題と居住環境の維持について伺います。

区長は、令和8年度の所信表明において、観光客の増加に伴う生活環境への影響に対し、さらなる対策の検討や（仮称）台東区観光振興方針の策定を明言されました。この現状認識には深く同意するものです。しかし、上野・浅草を要する我が台東区において、民泊による地域生活の侵食は深刻な危機的状況にあります。特に他区で行われている行政処分前の廃止届けや名義変更による処分逃れは、制度の穴をついた悪質な脱法行為であり、本区においても断じて許してはなりません。区長はこれまでもマナー啓発等に取り組んでこられました。他区の事例では、指導を無視し、処分の直前に名義を替えて追及をかわす逃げ得の手口が横行しています。苦情を受けてから動く後追いの指導の繰り返しで本当に区民の平穏を守り切れるのでしょうか。区長が掲げられたさらなる対策には、名義変更履歴の追跡による事業者情報の透明化や不誠実な事業者に対する厳格なペナルティ、悪質な事例の公表など、強い覚悟を持った仕組みへの転換が不可欠です。

そこで、現在民泊事業者の居住実態や管理体制をどのように把握し、不適切な運営を確認した場合にはどのように対応しているのかお伺いいたします。

違法行為の根絶と税の公平性についてですが、無届けのヤミ民泊や白タク行為、不透明な納税実態を放置することは、ルールを守る区民への裏切りであり、健全な行財政運営を揺るがす重大な問題です。現在観光庁が進めている違法物件の自動削除システムを最大限に活用し、税の取りこぼしを防ぐとともに、警察、入管等と強力で連携し、不法就労の温床となる悪質な物件を根絶すべきです。これこそが区長が目指される安全安心で快適なまちの実現に直結すると考えております。そもそも基礎自治体の努力だけでは突破できない制度的な壁が存在します。住宅宿泊事業法が観光の振興に重きを置くあまり、自治体本来の責務である住民の保護や良好な住環境の維持が制限されている現状は極めて不自然でありゆがんでいます。本区としてもこれ以上の事態悪化を防ぐため、家主不在型への規制強化や罰則の大幅増額、届出者の国内居住限定など、実効性のある制度への抜本的な見直しを現場の悲鳴を預かる自

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

治体として国に対し、より主体的にかつ強く要望していくべきではないでしょうか。本区はほぼ全域が商業地ですが、そこには血の通った区民の静かな生活の場があります。無秩序な民泊の侵食は、単なるトラブルを超え地域コミュニティそのものを崩壊させています。（仮称）台東区観光振興方針の策定に当たっては、言葉だけではない具体的な規制が求められます。平日の営業制限や管理者常駐義務の強化を本区独自の条例等で踏み込んで検討すべき時期に来ています。これ以上の住環境の切り売りを許さないという明確な一線を引くべきではないでしょうか。

「世界に輝く ひと まち たいとう」の実現において、区民の平穏を犠牲にした観光振興は決して輝かしい未来を約束しません。観光客を歓迎しつつも、住民の生活環境を鉄の意志を持って守り抜くことが求められると思っています。条例による規制の強化についてどのように考えているのか、区の見解と区長の決意を伺います。

今回は民泊の問題に特化して質問いたしました。現在のオーバーツーリズムの本質は観光と地域のバランスが崩れてしまっていることにほかなりません。住民が公共交通機関を利用できないほどの混雑、騒音やごみ出し、不法侵入といったマナー違反、観光バスの違法駐車による渋滞、さらには物価や地価の高騰による住民流出など、その弊害は多岐にわたります。これらの課題解決にはもはや一部署の枠を超え、全庁一丸となった対応が不可欠です。私はこの住んでよし、訪れてよしの調和を取り戻すことを今後の優先課題の一つとし、全力で取り組む決意を表明し、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私から、ご質問の第1、育成就労制度の創設と台東区の将来像についてのうち、教育支援の不足分試算と予算増額についてお答えいたします。

外国籍児童・生徒数は年々増加傾向にあり、子供たちが安心して学校生活を送るための支援のニーズは今後も高まっていくものと認識しています。現在のところ中長期的な試算はありませんが、外国籍児童・生徒数の推移と取組の実績を注視しながら迅速に対応できる体制整備に努めています。例えば日本語指導講師派遣については、昨年度から全体の派遣時数を増やすとともに、1人に対する指導上限時間を引き上げることで、現場のニーズに応じた柔軟な支援を行っています。また、学校生活への適応等に対応する専門人材の確保については、現場の状況やニーズに応じてスクールソーシャルワーカーの増員を進めるとともに、生活場面に即して実際の指導ができる日本語指導講師の確保を進めてまいります。これらの取組を継続し充実させるに当たり、国等の動向を注視しつつ、必要な財政支援の拡充について引き続き要望してまいります。

私からは以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第1、育成就労制度の創設と台東区の将来像についてのうち、外国住民の増加に対する現状認識と次期長期総合計画における日本人住民と外国人住民の構成比及び本区が目指すべき将来像についてお答えいたします。

まず、現状認識と構成比についてです。

本区における外国人住民の割合は、現在、総人口の約1割となっており、令和4年度以降、増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、区では、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生の地域社会の実現に向けて取り組んでいるところです。また、日本人住民と外国人住民の構成比の見通しについては、現在の外国人住民の増加を含めた最新の人口動向等も踏まえ、今後、令和9年度に予定している人口推計の中で確認してまいります。

次に、本区が目指すべき将来像についてです。

区では、区政運営の最高指針である基本構想を定め、本区の将来像を描き、その実現に向けた基本目標を示しています。基本目標の達成に当たっては、平和で多様な人々が活躍できる社会を築き上げ、多様な主体と協働・連携していくほか、持続可能な行財政運営に取り組んでいくことが求められています。これらの課題は本区の発展にとって重要であることから、いずれも優先的に取り組み、基本構想に掲げる将来像の実現を目指してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 産業振興担当部長。

（産業振興担当部長上野守代さん登壇）

○産業振興担当部長（上野守代さん） 私から、ご質問の第1、育成就労制度の創設と台東区の将来像についてのうち、制度の導入に伴う区内中小企業への支援についてお答えいたします。

優秀な人材の確保は企業経営の基盤であり、人材確保は区内中小企業の大きな課題となっています。こうした状況の中、東京都の外国人雇用状況では、令和7年10月末現在、外国人労働者は65万人、事業所数は8万7,000所を超え、過去最高を更新するなど、今後も増加傾向が続くものと考えています。導入に向けて準備が進む育成就労制度については、今後公表される情報を注視するとともに、区内中小企業が行う外国人をはじめとする様々な人材の確保について、ハローワークなどとの連携を密にし、きめ細かな相談対応を図るなど、支援の充実に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第1、育成就労制度の創設と台東区の将来像についてのうち、多文化共生と公共の秩序についてお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

多文化共生の地域社会の実現のためには、言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し、誰もが地域社会の一員として活躍できることが必要と考えています。国の有識者会議の意見書にある共生社会の在り方と同様に、区ではこれまでも外国人に対しては日本語教室の授業の中で、ごみ・資源の分別や年金制度などを学ぶほか、多言語情報紙で税金や健康保険の制度、交通のルールを掲載するなど、マナーやルールの周知を図っています。日本人に対しては、多文化共生推進サポーター養成講座や文化施設を訪れるなどの交流会を実施し、相互理解が深まるよう努めています。今後もこれらの施策を着実に実施することで、日本人と外国人双方が安心して暮らせる多文化共生の地域社会を目指してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 台東保健所長。

（台東保健所長水田渉子さん登壇）

○台東保健所長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第2、台東区における民泊の現状と今後の対策についてお答えいたします。

まず、民泊事業者の居住実態や管理体制の把握と不適正な運営を確認した場合の対応についてです。

住宅宿泊事業、いわゆる民泊の届出件数の急増に伴い、騒音やごみの出し方等に関する苦情が増加しています。区では、民泊の届出を受理する際に、管理者の常駐場所や24時間対応可能な緊急連絡先を確認することで、居住実態と管理体制の把握に努めています。事業者の管理体制において、不適正な運営の疑いがある場合は、職員の現地調査により業務実態の確認を行い、法令違反の事業者に対して行政指導を行っています。行政指導によっても改善されない場合は、住宅宿泊事業法に基づく行政処分を行います。

次に、条例による民泊の規制強化についてです。

民泊の現状と課題を把握するために、現在、区公式ホームページにおいて民泊に関する区民アンケートを実施しています。本アンケートの結果等を踏まえ、民泊に対する規制強化を含めた方向性について検討してまいります。今後も住宅宿泊事業の適正な運営確保に努めてまいります。

○議長（石川義弘さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

---

午後 3時57分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番大浦美鈴さん。

（2番大浦美鈴さん登壇）（拍手）

○2番（大浦美鈴さん） 自由民主党の大浦美

鈴です。高齢者、単身世帯、共働きの方たちをお支えするこの課題と真摯に向き合っていくこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とを申し上げ、1問目に入ります。

徒歩圏の強みを生かし、全世代が巡回しながら住み続けられる台東区について、客観的な統計データ及び他自治体の業績実勢を踏まえ質問させていただきます。

本区の都市構造を客観的に把握するための資料として、2025年3月18日付、日本経済新聞朝刊、東京・首都圏経済面に掲載されました日建設計総合研究所による高齢者にとって徒歩で暮らしやすいまちに関する調査結果を取り上げます。この調査は、Walkability Index 50から100点を用い、食品スーパー、飲食店、医療機関、福祉施設、銭湯、郵便局の6分野について、徒歩圏内への生活機能の集積度を評価したもので、東京都内における高齢者人口密度上位100地区、いわゆる町丁単位で分析が行われているものです。その結果、本区は極めて特徴的な数値を示しました。食品スーパー、飲食店、銭湯、郵便局、福祉施設、医療機関の各分野において上位地区の多くを台東区が占め、総合スコアでは第1位から第11位までを本区が占めるという結果となっています。東京都平均がおおむね72点前後であるのに対し、本区はこれを約19点上回っており、日常生活に必要な機能が高齢者でも無理なく歩いて到達できる距離に配置されているという都市構造が既に形成されていることを示しております。

この評価は人口動態とも整合しています。総務省住民基本台帳人口移動報告2024年1月1日時点によれば、本区の社会増加率は2.68%で全国1,741市区部の中で第1位となっております。特に20代から40代の単身世帯の転入が多く、高齢者にとっての歩きやすさや生活の完結性が結果として現役世代や子育て世帯にとっても暮らしやすさとして機能していることが読み取れます。つまり高齢者に配慮した都市構造は特定世代に限定された施策ではなく、全世代に波及効果をもたらすものであり、これは長年にわたる区政の積み重ねの成果であることを物語っています。

一方で、高齢者にとって重要なのは施設の近さだけではなく、安心して歩き続けられるかどうか争点になります。駅のバリアフリー化はもちろんのこと、歩行動線上へのベンチや日陰、短時間腰を下ろせる場所の計画的配置や行きはバス、帰りは徒歩にしましょうといったような利用も自然に選択できるよう意識した設計も求められます。加えて、銭湯などの生活インフラを見守りや交流を支える拠点として捉えていく、こうした施策が高齢者の方々の一層の外出を促すことにつながっていくものと考えます。

そして子育て世代、とりわけ30代から40代の現役世代について、この世代にとって最大の課題は時間と移動の負担です。共働き世帯が増える中で、送迎、買物、通院、仕事といった日常動線が複雑化しています。本区は徒歩圏で生活が完結しやすい一方、観光客の増加による混雑がベビーカーでの移動や子供連れでの外出にストレスを与えている場面も見受けられます。観光客を大通りや観光エリアへ自然に誘導し、住宅地や生活道路は子育て世代が安心して使える動線として守るため、案内表示やデジタルマップの工夫など、比較的低コストで実現可能な対策が有効であると考えます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3つ目に、単身世帯についてです。本区では、20代から40代の単身世帯の転入が多く、区の活力を支える重要な存在となっています。単身世帯にとって重要なのは生活の効率性、夜間も含めた安心感、そして無理のない地域との距離間です。徒歩圏の利便性に加え、夜でも安心して歩ける、一人でも使いやすいという視点をさらに強化するとともに、町会活動も前提としないようなオンラインでの情報取得や意見発信など、当初は穏やかに地域と関われる選択肢を用意することが住み続けやすさにつながるかと考えております。

このように、住みやすさとは高齢者のみならず、子育て世代、単身世帯のいずれもが共通して実感できるものであるべきだと考えます。そしてその実現のために重要なのは、自分たちの声が届き改善されているという実感ではないでしょうか。本区には現在、区長への手紙をはじめとする広聴制度が設けられ、年600件を超える区民の声が寄せられ、ウェブからの投稿も含め既にデジタルによる受付も行われております。個別の相談や要望に対して丁寧に対応されている点については高く評価しております。特に高齢者やデジタルに不慣れな方々にとって、紙や電話による広聴制度が維持されていることは、本区の大きな強みであると認識しています。

他行政事例を見てみますと、武蔵野市では、市民目安箱という形で導入しており、従来の市長への手紙とは異なり、利用者がアプリ上ですが、気軽に意見や提案を投稿でき、その投稿に対して別の人が共感や賛同の意思表示を行うことができます。また、投稿された意見や提案の一部は、市のホームページ上に対応状況と併せて公開されており、これらは市民の声が市政に反映されるという実感につながると考えます。さらに行政側もどのような投稿に住民の関心が高いのかなど確認できるといったメリットもあります。

高齢者、子育て世代、単身世帯、それぞれの生活に即した声を継続的に拾い上げ、小さな改善を積み重ねていくことで、全ての世帯にとって声が反映されるまちであるという実感につながり、区政への信頼をより一層高める効果も期待できるものと考えております。こうした取組により、様々な世代から幅広い声が届き、3世代を同時によりよくしていくことができる、本区を住み続けたいまちにするための最短ルートになると考えます。

そこで、お伺いいたします。既存の区長への手紙を基盤としつつ、これを補完する形でもう一步、年齢や立場を問わず、誰もが日常生活の中で気づいたことを気軽に区に届けられるような工夫を取り入れ、あわせて、そうして寄せられた声については、定期的に公表するとともに、区として改善を実施した事項や意見、提案に対する検討状況や対応結果と併せて明らかにしていくことを実践していただきたいと強く望みます。

自分の声がかくに区に届き、まちづくりに生かされているという実感ができることは、区民にとっても大きな喜びであると同時に、区政への関心や参画意識を育む契機にもなると考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、2問目です。区所有遊休施設の有効活用についてお伺いさせていただきます。

令和4年第1回定例会において、石川議員より統廃合等により今後遊休施設となる可能性

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のある区有施設について、早期にその活用の在り方を検討すべきではないかとの問題提起がされました。これに対し区長からは、ファシリティーマネジメントに関する基本方針に基づき、公共施設の活用の方向性をまとめていくとの答弁がなされていました。その後、令和5年度には、台東区公共施設等総合管理計画が改定され、施設更新前の在り方の検討を進めること、稼働率の低い施設については、機能統合や多機能化、再配置等を含め有効活用を図ることが明確に基本方針として位置づけられました。しかしながら、計画の理念や方針が策定されてから一定の時間が経過した現在において、検討するという段階から具体的にどう判断し、いつ結論を出し、どのように活用していくのか、区民にとっても見えにくい状況が続いていると考えられます。例えば荒川区の特別養護老人ホーム、三ノ輪、蔵前、千束の各施設が順次役割を終えている中、蔵前について、荒川区の特別養護老人ホームに改修に伴う貸与が令和9年の9月までとなっており、三ノ輪については障害者施設としての有効活用が令和8年度から9年度頃で終了とされている状況です。三ノ輪を含めいずれもその後の活用方針については現時点で明確な策定がなされておられません。さらに北上野二丁目福祉施設完成に伴い、松が谷福祉会館が今後どのような位置づけになるのかについても不明な状況です。さらに、旧浅草保健相談センター、いわゆる花川戸一丁目施設についても以前はコロナワクチン接種会場として活躍を果たしましたが、現在は3・4階部分が東京都の所管である一方、遊休期間が生じる場合の管理や活用について、区としてどのように関与し対応していくのかも課題となっております。

遊休施設は活用されなければ維持管理費などの負担が当然発生してきます。令和5年度に改定された公共施設等総合管理計画においても、遊休施設の在り方について既に問いが投げかけられています。今後も区内施設の再編や機能移転に伴い、遊休施設が生じる可能性は容易に想像できます。令和8年度末の一般会計における期間残高見込みは約447億円と計画規模は確保できているようですが、歳入の先行きは依然不透明であることや今後も歳出が増加傾向にあることを踏まえ、8年度に引き続き少なくとも今後数年は大きく基金を取り壊すことになるのではないのでしょうか。8年度予算では投資経費の増に伴い、特別区債の発行額も大きく増となっており増加しています。現在の物価高騰、建設費高騰の状況下において、新たな施設整備に財政負担をかけなければなりません。以上を鑑みましても、ファシリティーマネジメントの基本方針に基づき、既存施設の一層の有効活用を実行すべきと考えます。本区としてこれまで検討するとしてきた遊休施設の活用について、今後、どのようなスケジュール感を進めていくのか、さらに、今後遊休施設となる、あるいはその可能性が高い施設については早急に方向性を示す必要があると考えます。どのように具体的な有効活用を図っていくのか、区長のご所見をお伺いいたします。

○議長（石川義弘さん） 大浦美鈴さん、申し上げます。規定の時間を超過しておりますので、発言を中止して願います。

○2番（大浦美鈴さん） はい、以上です。（拍手）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第2、遊休施設の有効活用についてお答えをいたします。

昨今の物価高騰による建設費等の上昇が区有施設の改修や、あるいは維持管理にも大変大きな影響を与えている状況下において、施設の廃止などで生じる跡地の有効活用、これは区の財産を最大限に活用する観点から重要な課題である、そのように認識しています。跡地の活用については、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、障害福祉施設の仮施設などで使用しながら今後の在り方を検討しています。引き続き現在行っている施設評価等、これを進めながら行政需要を的確に捉え、将来を見据えて計画的、総合的に検討を進めてまいります。また、民間活力の導入など、財政負担の軽減を図る手法を模索しながら、効果的・効率的な区有施設の活用について見定める必要があると考えています。今後も区有施設をより有効に活用し、持続的かつ質の高い区民サービスの提供に鋭意努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第1、住みやすさを実感できる台東区についてお答えいたします。

高齢者や子育て世代など様々な世代からご意見やご提案をいただくことは、区政にとって重要なことです。そのため区では、区政に関する意見などを匿名でも伝えることができる区長への手紙をはじめ、事業の改善や充実を図るための住民アンケート、計画策定時等のパブリックコメントなど様々な機会を捉え区民の皆様の声を幅広くお聞きしています。

議員のご提案については、区民のより一層の区政参加を図る上でも大切なことだと認識しています。今後は区公式ホームページに新たなページを作成し、寄せられた意見などの中から改善に至った具体的な事例を公表してまいります。あわせて、区民の皆様に気軽に意見を届けていただくためのさらなる手法については、他自治体の取組も参考にしながら検討してまいります。

○議長（石川義弘さん） 5番大貫はなこさん。

（5番大貫はなこさん登壇）（拍手）

○5番（大貫はなこさん） つなぐプロジェクト、国民民主党の大貫はなこです。

まずは文字・活字文化の推進について伺います。

皆さんは最近いつ書店に足を運ばれたでしょうか。まちの書店は思わぬ本との偶然の出会いをもたらすだけでなく、人々の居場所としての役割を担っています。私自身、近所の独立系書店で店主が選んだ本が並ぶ棚を眺めながら本を選んでいる時間に台東区に住んでよかつ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たと感じます。こうした体験は、地域の愛着を育てることにもつながると考えます。最近、台東区では、上野のファッションビル地下にある書店が閉店したことが話題になりましたが、日本出版インフラセンターの調査によると、日本の書店総店舗数は2014年の1万4,658軒から2024年には1万417軒まで減少しています。書店が存在しない無書店自治体も多い中、経済産業省では、2024年に書店振興プロジェクトチームを設置し、翌年には書店活性化プランが策定されました。そこではまちの書店は地域の重要な文化拠点と位置づけられ、書店をめぐる現状の課題整理のほか、振興策が提言されています。

私にとって活字は異なる価値観に触れる重要な入り口でした。美術館も劇場も映画館もないまちで育った中、本に救われた経験があるからこそ、文字・活字文化に貢献したいと考え、新卒では出版社に就職し、編集者としての経験を積みました。平成17年に施行された文字・活字文化振興法は、若者を中心とした文字・活字離れ、読書離れを背景に成立し、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにし、図書館等における読書環境の整備・充実を推進しています。文字・活字文化の活性化には、図書館施策に加え、地域書店が本との思わぬ出会いを生む場として機能するように支えることが不可欠だと考えます。

さきに述べた書店活性化プランにおいては、地域に根差した読書環境醸成のためには書店と図書館の連携が図られることが重要であると明記されています。また、文化庁の文字・活字文化資源活用推進事業においても、文字・活字文化の発信拠点、担い手として書店の存在が出版社、文学館、図書館、大学等関係機関と並列に明記されています。台東区が舞台となった昨年大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢斬～」では、江戸の出版文化が描かれたことも記憶に新しいです。荒川区では平成30年に「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行い、本が身近にあるまちづくりを積極的に進めています。蔦重ゆかりの地、台東区でも書物の持つ普遍的価値をどのように考え、文字・活字文化を区としてどのように推進していくか方針を打ち出していきたいと考えます。

例えば多摩市では、多摩市本のまちプロジェクトとして市内の書店と図書館が連携し、トークイベントや企画展示などを行っています。昨年は市内の書店で利用可能な地域商品券を小・中学生に配付する取組も実施されました。台東区としても図書館で実施している各種イベントなどを地域書店と連携して企画、実施していくことが考えられます。例えば地域書店の店主による選書フェアや書店員を招いたトークイベント、町歩きと読書を組み合わせた回遊型イベントなどが上げられます。

そこで伺います。文字・活字文化の推進のため、区立図書館ではどのように区民の読書推進を図っていくのか、また、図書館と書店の連携を今後どのように進めていくのか所見を伺います。

次に、SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発と教育について伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

SRHRとは、性と生殖に関する健康と権利と訳され、自分の体、性、そして生き方を自分自身で決める権利のことを指します。WHOをはじめとする国連や国際機関も提起している基本的人権の一つです。

台東区は今年4月にこども家庭部の設置を控えています。こどもまんなか社会の実現に向けてもSRHRは重要な観点の一つであると考えます。少子化対策や母子保健の充実は重要です。一方で、妊娠、出産をめぐる意思決定は、個人の尊厳と自己決定に深く関わります。妊娠、出産を望む人も望まない人も今は望めない人も含め誰もが自分の人生を尊重される形で支援につながることを前提です。一つの価値観に偏ることなく、多様な選択を前提に、一人一人の意思と尊厳が大切にされる施策運用が求められます。

また、性と人権に関する学びは、心理的、身体的に安全な環境でコミュニケーションを取るための土台です。まずは区立小・中学校で実施している命の安全教育において、性暴力防止や性的同意、自他の境界線、SOSの出し方など、命と安全に直結する内容を着実に実施することが重要です。その一方で、命の安全教育では、性交や避妊・中絶などの具体的な内容は扱っていません。SRHRの観点から現行の教育を補完する取組が必要ではないでしょうか。例えば文京区では、性教育の絵本を親子で一緒に読み、自分を大事にすること、相手を尊重することの大切さを学ぶワークショップが開催されています。台東区においても子供たちが自分の体を肯定的に捉え、自分を大切にできるような学びの機会を設けるべきだと考えます。

そこで伺います。区立小・中学校における命の安全教育について、性暴力防止、性的同意、自他の境界線、SOSの出し方など、命と安全に直結する内容をどのように実施しているのか現状を伺います。

あわせて、SRHRの観点から、現行の教育を補完するために学びの機会を設ける考えはあるか所見を伺います。

次に、SRHRの啓発について伺います。

SRHRは区民一人一人の尊厳と自己決定、そして被害を防ぐための基盤です。自分の人生を自分で選択できる台東区を実現するためには、SRHRの考え方を区民に普及啓発していく必要があると考えます。国際NGOプラン・インターナショナルが全国の15から64歳、1万人を対象に昨年行った調査によると、SRHRの認知率は25%、理解率は9%にとどまりました。また、この調査では、SRHRを大切だと思っている気持ちと実際に尊重されている実感の間に大きな隔たりがあることも明らかになりました。その背景には制度的なフォローの不足が要因として存在します。例えば性被害、望まない妊娠、家庭の困難は、当事者が一人で抱え込みやすく、早期に相談できるかどうかで状況が大きく変わります。区内には思春期から20代前半までの若者が無料で体や心のことを相談できるユースクリニックもあります。こうした地域資源とも連携し、より安心して相談できる体制を整備すべきではないでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、先日、緊急避妊薬が一部の薬局で医師の処方箋なしで購入できるようになりました。性暴力被害など緊急避妊が必要な方に対して、正確な情報を届けることは、女性の健康と権利を守る上で重要です。区内や近隣での入手方法に関する情報や緊急避妊に関する相談窓口について、区のホームページ等でより分かりやすく案内するのが望ましいのではないのでしょうか。あわせて、公費負担等の支援につながる仕組みがある場合には、そのアクセス方法を分かりやすく示すことも大切です。一方で、飲めば大丈夫という誤解が広がれば、同意の軽視や責任の偏りを生み、女性が守られなくなるリスクもあります。そのためにも先ほど述べた学びの機会の充実を併せて進めることが重要です。しかし、医療へのアクセスを整備しても、相談につながらなければ支援は機能しません。区民が自分の体と尊厳は守られるべきものだとして理解し、困ったときに迷わず相談、受診できるよう、偏見の払拭や正確な知識を持つことが重要だと考えます。そのためには、まずはSRHRを知ることから出発し、基本的な人権の一つであることへの認識を広げていかなければなりません。様々な分野が連携し実現を図っていく必要があるからこそ、世代間ギャップを埋めて社会全体で理解を深めていく取組が不可欠です。さきに述べた調査では、40代以上の年上の世代のSRHRへの認知理解率は若年層を大きく下回りました。若い頃に包括的な性教育を受ける機会が少なかった上、今も学び直しの場がないため人によって情報格差が大きく、若者世代の知識に追いついていない状況が指摘されます。世代を問わず必要な情報にアクセスできるよう、区として啓発に取り組んでいただきたいと思います。

そこで伺います。SRHRの考え方を区民の尊厳と自己決定につながる人権の基盤として認知度向上のために普及啓発していただきたいと思いますと考えますが、所見を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

生涯学習推進担当部長。

（生涯学習推進担当部長吉本由紀さん登壇）

○生涯学習推進担当部長（吉本由紀さん） 私から、ご質問の第1、文字・活字文化の推進についてお答えいたします。

文字・活字文化は、人々が積み重ねてきた知識や知恵を次の世代に伝える重要な手段であり、誰もが豊かな文字・活字文化を享受することができる読書環境等を整備するため必要な施策を講じていくことは重要であると認識しています。これまでも区民の読書環境の充実を図るため、台東区立図書館取組方針に基づき、資料を充実させるとともに、講座やお話会等のイベントを通して、図書に親しむ機会を創出してまいりました。

議員ご提案の書店と図書館の連携については、国の図書館の充実における有識者会議において、地域の書店との連携による読書推進が示されていることは承知しています。今後、他自治体における先行事例等を収集し、連携策について考えてまいります。

教育委員会といたしましては、引き続き区民の読書環境の充実を図るため、図書館に関す

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る実態や新たなニーズを把握するとともに、ニーズを踏まえた図書館サービスの充実に取り組むなど、文字・活字文化を推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 教育委員会事務局次長。

（教育委員会事務局次長佐々木洋人さん登壇）

○教育委員会事務局次長（佐々木洋人さん） 私から、ご質問の第2、SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の取組についてのうち、SRHRの視点を踏まえた教育についてお答えいたします。

まず、命の安全教育については、現在、全ての区立小・中学校の全学年において、水着で隠れる部分等、自分と他の人の大切なところを理解できるようにすること、SNS等の危険性について考え、安全な意思決定ができるようにすること、SOSの出し方など、実態に応じて児童・生徒に指導しているところです。

議員ご提案のSRHRの視点を踏まえた性交・避妊・中絶については、小・中学校の学習指導要領において取り扱わないものとされており、これを踏まえた対応が必要であると考えています。また、命と安全に直結する指導に当たっても、学習指導要領に基づき行われる必要があるため、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、学校の教育活動の中で実施されるべきものであると考えています。教育委員会といたしましては、児童・生徒が命を大切にし、自分や相手、一人一人を尊重する態度を身につけることができるよう、適切な指導を続けてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第2、SRHRの取組についてのうち、啓発についてお答えいたします。

性と生殖に関する健康管理や決定については、大切な権利であることから、重要であると認識しています。このため、自分の体に関して自己決定ができるよう、必要な知識を学ぶために、若年層向けのデートDV防止ハンドブックを作成したほか、情報誌「はばたき21通信」に性教育に関する記事の掲載や性暴力被害に関する講座を行ってまいりました。今後ともSRHRの啓発につきましては、より一層分かりやすい内容で実施してまいります。引き続き性の自己決定をはじめ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるためのジェンダー平等社会の実現に向け、様々な方法で啓発してまいります。

○議長（石川義弘さん） 10番村上浩一郎さん。

（10番村上浩一郎さん登壇）（拍手）

○10番（村上浩一郎さん） 台東むすびの会の村上浩一郎でございます。昨年11月1日から台東区議会台東むすびの会に会派入りをいたし、本日、令和8年第1回定例会におい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て一般質問をさせていただきます。今回、質問の機会をくださいました会派の皆様には厚く感謝申し上げます、早速質問に入らせていただきます。

初めに、家庭ごみの有料化についてであります。

本区を取り巻く環境は絶えず変化しており、住民福祉の向上と持続可能な区政運営は、我々議会と区当局の責務であります。とりわけ近年、地球規模での環境問題がクローズアップされる中、廃棄物処理という喫緊の課題に対し、区としてどのように向き合っていくのか極めて重要であると考えます。

こうした中、先日、小池東京都知事が東京23区における家庭ごみの有料化について決めるのは区であると前置きしつつも、ごみの減量促進の切り札として言及されました。これは将来的に最終処分場が満杯になるという東京都全体の差し迫った事情を背景したものであります。既に有料化を実施している多摩地区との公平性の観点からも、議論が進んでいることも周知のことと承知いたしているところであります。この小池都知事の発言は、本区の住民生活に直結する重要な提起であることは言うまでもありません。ごみの収集、運搬は各区が担当し、焼却などの中間処理は23区が共同で処理しております。そして、最終処分は23区と清掃一部事務組合が東京都に委託しています。そのため、各区の個別の事情だけでは解決できるものではありません。東京湾にあります最終処分場は、あと50年ほどで満杯になるとされており。新たな埋立地の確保は困難と言われております。この差し迫った現状認識は、都と区が共有すべき重要な課題であります。小池都知事は有料化がごみ排出の削減に大きな効果を発揮している他自治体の例を挙げ、その有効性を強調しています。減量効果や費用負担の公平性といった有料化のメリットは理解できますが、一方で、有料化は区民生活に直接的な影響を与えるため、慎重な議論が不可欠であると考えております。

この小池都知事の提起を単なる外部からの圧力ではなく、持続可能な台東区の未来に向けた真摯な議論の契機と捉え、有料化がもたらすであろう減量効果と区民が直面する新たな負担や不法投棄の懸念といったデメリットについて深く考慮すべきものと考えております。小池都知事の言及以前から、本区では、台東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量、資源化の取組を進めてきており、プラスチックの資源化など一定の成果も出ていることは十分に認識しており、高く評価するものであります。

そこで、家庭ごみの有料化の問題について、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、猛暑下における子供の安全な遊び場と居場所の確保についてであります。

今この時期にと思われるかもしれませんが、今後も暑い夏が予測されます。近年、夏季の猛暑はもはや災害級とも言える状況にあります。東京都心でも最高気温が35度を超える猛暑日が常態化し、台東区においても熱中症警戒アラートが連日のように発表されていきました。こうした中、子供たちの外遊びは命の危険を伴うため、制限せざるを得ず、夏休み期間中であっても、公園などの屋外施設をできない日が今年も続くのではないかと危惧いたしております。健やかな成長に不可欠な遊びの機会が失われることは、子供の心身の発育や多忙な保

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

護者の負担軽減の観点からも、極めて深刻な問題であります。特に夏場は外出することがかなわず、家の中に閉じ籠もることしかない、子供のストレスがたまっている、無料で安心して遊べる涼しい場所が足りないという切実な声が私のところにも多数寄せられております。区では、現在、涼みどころ、クーリングシェルターの開設などを行っておりますが、親子が交流できる場所として、そして単に涼むだけではなく、子供たちが体を動かして遊べるスペースの確保は求められていると考えられます。区内広範囲に点在する区民館などや安心して過ごせる屋内拠点の充実が必要だと考えます。例えば区内には浅草エキミセのキッズランドUSなど、優れた屋内遊戯施設がございます。しかし、民間の有料施設は頻繁な利用には家計の負担が伴います。例えば猛暑日の日に限り区民が割引価格でできるよう、区が補助を行うなどはいかがでしょうか。猛暑から子供を守ることはもはや個人の努力の限界を超えたまさに行政の責務と考えます。

そこで、区有施設を開放したり、民間の屋内遊戯施設の利用料を補助するなどをして猛暑でも子供たちが安全に遊べる場所や居場所を確保することが必要だと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

環境清掃部長。

（環境清掃部長遠藤成之さん登壇）

○環境清掃部長（遠藤成之さん） 私から、ご質問の第1、家庭ごみ有料化についてお答えいたします。

家庭ごみ有料化は、先行して実施する自治体の事例などから見ると、ごみの減量、資源分別の促進、費用負担の公平性などに一定の効果があります。その一方で、区民生活への影響も大きいことから、慎重な議論が必要であると区としても認識しております。特別区では、ごみの中間処理を共同で行っていることから、家庭ごみ有料化についての検討は特別区長会で議論しています。家庭ごみ有料化の実施には、不適正排出、不法投棄の防止対策や実施に係るコスト増など、様々な課題があることから、引き続き丁寧に検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

（区民部長前田幹生さん登壇）

○区民部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第2、猛暑下における子供の安全な遊び場と居場所の確保についてお答えいたします。

夏の暑さが深刻化する中においても、子供の遊びの機会や居場所を確保することは、子供の健やかな成長を支える上で重要であると認識しています。区ではこれまでも教育委員会と連携し、教育施設の一部開放や児童館8館における活動の充実に取り組んでまいりました。また、（仮称）北上野二丁目福祉施設では、天候に左右されることなく、子供たちが屋内で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

安心して遊べる広場や居場所を整備します。議員ご提案の民間施設の活用については、子供の安全性の確保や受益者負担の公平性等、課題があるため、他自治体の先行事例を基に研究してまいります。さらなる区有施設の開放については、子供が安心して遊べる場所の確保に向け、引き続き検討してまいります。

○議長（石川義弘さん） 以上で、一般質問は終了いたしました。

---

○議長（石川義弘さん） これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

午後 4時45分 散会